

## JICA 環境社会配慮ガイドライン第十四回改定委員会

平成十五年八月七日（木曜日）

午前九時三十分開議 TIC 東京国際センター

出席委員（敬称省略）

共同議長／委員	國島 正彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
共同議長／委員	原科 幸彦	東京工業大学総合理工学研究科教授
ビューロー／委員	片山 徹	社団法人海外環境協力センター専務理事
ビューロー／委員	山田 彰	外務省経済協力局無償資金協力課長
ビューロー／委員	川村 暁雄	APEC モニターNGO ネットワーク
委員	村山 武彦	早稲田大学理工学部複合領域教授
委員	森嶋 彰	広島修道大学人間環境学部教授
委員	石田 恭子	環境・持続社会研究センター
委員	西井 和裕	フィリピン情報センター・ナゴヤ
委員	松本 郁子	FoE Japan
委員	松本 悟	メコン・ウォッチ
委員	氏家 寿之	社団法人海外コンサルティング企業協会 環境部会代表
委員	作本 直行	アジア経済研究所主任研究員
委員	澤井 克紀	国際協力銀行環境審査室環境2班課長
委員	河野 章	外務省経済協力局国別開発協力課長
委員	稲葉 一雄	国土交通省総合政策局国際業務課長
委員	山崎 信介	農林水産省 国際協力課長
委員	櫻井 繁樹	経済産業省貿易経済協力局技術協力課長
委員	田中 聡志	環境省地球環境局環境協力室長
委員	田中 研一	国際協力事業団 国際協力専門員
	富本 幾文	国際協力事業団 企画・評価次長
	深田 博史	国際協力事業団 企画・評価部長
ビューロー	鈴木 規子	国際協力事業団 企画・評価部環境女性課長

欠席委員

委員	吉田 恒昭	拓殖大学国際開発学部教授
委員	高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター
委員	藤森 祥弘	国土交通省総合政策局国際建設課
委員	沼田 幹男	外務省経済協力局技術協力課長

-----◇-----

○ **國島共同議長** それでは定刻になりましたので、JICA 環境社会配慮ガイドライン第 14 回改定委員会を開催させていただきます。お忙しい中、お集まり頂きましてありがとうございます。本日は原科・國島共同議長のうち、國島が議事進行を務めさせていただきます。お手元の資料 1 枚目に、本日の議事予定と今後の進め方の概略を示しておりますが、それに従いまして、まず第 13 回改定委員会以降の事務報告について、事務局からお願い致します。それから資料の確認もお願いします。

○ **事務局 鈴木 (以下 鈴木)** まず資料の確認をさせていただきます。お手元に配布致しました資料は 1 冊で、右上に「EC.14/1」と書いてあります。1 枚めくって頂くと「EC.14/2」で始まっております。全部その後は「EC.14/2」になっておりますが、内容の構成上分かりにくい可能性がございますので、一部右上の番号を変えて頂きたいと思っております。「EC.14/2」をめくって頂きますと、18 ページに「プロジェクトサイクルと JICA プロジェクトの関係」というものがございます。その次に、「(別添) JICA 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容 (案)」というものがございます。これを「EC.14/3」にして頂けますか。この 1 ページから始まる場所から最後まで、全部「EC.14/3」でございます。今後資料を refer する時のために変えさせていただきます。よろしいですか。

それでは、お手元の資料を 1 枚めくって頂きまして、「EC.14/1」の 2 ページ目「第 13 回改定委員会以降の事務報告」についてご報告を申し上げます。起草グループ会合が第 5 回、第 6 回それぞれ 7 月 24 日、7 月 30 日に開催されまして、本日配布した資料「EC.14/2」「EC.14/3」の提言について議論されました。資料 1 ページ目の (1) に書かれております方々が参加されて、オブザーバーとして何人かの委員がご出席されております。以上でございます。

-----◇-----

○ **國島共同議長** ありがとうございます。今の事務局からの事務報告について、何かご質問はございますか。よろしいですか。次にこの委員会の直前に行いました、ビューローによる打ち合わせの報告を私からさせていただきます。主な議題はこの委員会と今日の資料を含めまして、これからの委員会の具体的な進め方について協議を致しました。本日は、お手元の資料「EC.14/2」「EC.14/3」という起草グループによる提言として、骨子案というものと、その後は実際の内容という 2 部構成で作って頂きました。起草グループの皆様には、大変ご苦労頂きまして誠にありがとうございました。

起草グループの提案の内容につきまして、本日の委員会で骨子案と構成・内容の大きな 2 部について、説明をさせていただきます。それにつきまして、本日ご出席頂いている委員、あるいはオブザーバーの方から、内容について質問をして頂くことを本日の会議のメインにしようということに致しました。そう申しますのは、この起草グループには色々な立場の方、ご経験がある方や識者の方にお集まり頂いて作ったものですが、内容について確認致しましたところ、起草グループの全員の方が一致して書かれている部分と、起

草グループの中でも部分的には意見が異なるようなこともあり、それは丁寧に、正直に資料として提出して頂いております。

今日のところはまず、その状況と内容についてご説明頂いて、質疑応答をする。それにつきましては、最終的にこの環境社会配慮ガイドラインの改定委員会として、骨子案及びガイドラインの構成・内容につきまして、委員会としての最終報告を当然出す必要があるというように認識しておりますので、今日は全体をご説明して頂き、質疑応答をして、その後8月15日くらいの次回の委員会の前に、各委員、オブザーバー、Webを通した色々な方からのパブリックコメントから文書で、本日の資料の書面的内容について意見・コメントを頂いて、それを次回8月21日までに意見が出たものを事務局でまとめて頂きます。8月21日には、今日ご説明頂いた内容と質疑応答、それから8月15日までに文書で頂いたものを統合して、全体的に委員会として審議します。出来れば21日、あるいは大事なことです。それでも不十分な場合は予備日の8月22日。さらにそれでも不十分であれば、何回か増やして委員会としての全体報告を作るということがいいのではないかと、ビューローとして合意致しました。

従いまして今日は、もう一度申し上げますと、お手元の資料「EC.14/2」の骨子案と、「EC.14/3」のガイドラインの構成・内容についてのご説明を伺って、それに対しての質疑応答をするということをメインに進めていきたいと思っております。以上がビューローの報告なのですが、それでよろしいでしょうか。何かご質問ございますか。

- **原科共同議長** 1つだけよろしいですか。非常にコンパクトにまとめて頂いて、よく分かったと思いますが、最後に8月21、22日で十分議論したあとまた直しますので、その1~2週間あとに締めめの会合を開いた方がいいのではないかと議論も致しました。その日程はまた次回くらいに相談したいと思います。

-----◇-----

- **國島共同議長** ありがとうございます。鈴木さんはよろしいですか。それでは特になければ「3.起草グループによる提言（案）の協議」について、まずご説明をお願いしたいと思います。よろしいですか。
- **田中委員（環境省）** 環境省の田中でございます。おはようございます。それでは、今の指示に従いまして「EC.14/2」と新たに「EC.14/3」となったものについて、一通りご説明をしたいと思います。今お話にありましたように、これはドラフティングの過程であり、ドラフティンググループの合意を得た部分もございますし、そうでない部分もございます。私も途中からこの委員会に参加しておりますので、詳しくその経緯を聞いているわけではありませんが、議事録等を読み、そして他のドラフティンググループの委員の方の意見がここに集約されているわけですが、改定委員会の場において色々な議論があつて、必ずしも意見が一致していない点ですとか、議論が具体的にない点ですとか、そういった点が多々あります。

そのような状況の下で、ドラフティンググループで何か創設的に新たなものをここで

作り出すとか、あるいは議論が分かれている点について、ドラフティンググループとして何か折衷案を作るというのは、なかなか難しいわけです。基本的なスタンスとして、改定委員会の議論の状況を踏まえて、今後の議論が深まるようなたたき台として提示をしているというように、ご理解頂いた方がいいのではないかと思います。ですから、今後どのようにしていくかということについては、このたたき台を基に、先程國島共同議長からお話がありましたけれども、今後改定委員会として議論をして、決定して頂きたいというように思っております。

例えば意見があまり一致していない、深まっていないというような点として、最初に簡単にご紹介しておきます。例えば「EC.14/2」を提言案、「EC.14/3」をガイドライン案というように呼ぶことに致しますと、両方とも例えば提言案の「はじめに」や、あるいはガイドライン案の「理念」といったところの部分について、あまり中身の議論をしているわけではありませんので、それぞれドラフティンググループの委員から頂いた素案を、今は掲げているというような状態です。それから人権・平和といったような点について、どこまで具体的に書き込むかということも、様々な意見があるという状態だと思います。そして、例えば提言案の方には政府に対する要請・申し入れというような部分がありますが、この委員会でも無償資金協力等のガイドラインについて、色々議論があったかと思いますが、それについても今は議論の状況が記載されているというようなことだと思います。また、このガイドラインの法的な位置付けをどう考えるかということについても、途中の段階かと思えます。

実施体制として環境社会審査室（仮称）となっておりますが、その機能や権限をどう考えるということも、改定委員会で色々ご意見が出ていたように思います。それからガイドライン案の方で、後でご説明致しますが、環境社会配慮のスコープとして、特に社会影響をどこまで具体的に書き込むかというようなことについても、今は合意しているものではなく、とりあえず考え方として提示されている段階であり、ここは2つの案が書かれていたのではないかと思います。そして特に自然環境について不確実性、予防原則というようなことを、きちんと書き込むべきではないかというような意見が最後に出てきておりました。これはドラフティンググループでも議論になっていない部分ではありますが、一応掲載をしている状態です。

それから JICA の意思決定というところで、外務省等に対して JICA が行う意見具申の内容についても、きちんと具体的に書くべきだという意見と、そうでない意見があるように思いますし、一番具体的なのはガイドラインの施行・適用のスケジュールについて、出来るだけ前倒しできちんと書いておきたいということと、もう少し遵守を考えて実施の現実性を考えるべきだという2つの考え方があるかと思いますが、文書上は早めにとことで書かれていると思います。あるいはプロジェクトの要請の確認段階における様々な手続きについて、その情報をいつ、どのように公開するかということについても、改定委員会では意見が分かっていたと思います。そこについて今は、情報を公開

するというようなことが書いてあるかと思えます。

主なところとしては、今のようところが、私が拝見している限りで、これまでの改定委員会で議論が分かれていたり、議論があまり深まっていないようなところについて、ドラフティンググループとして議論の素材として、とりあえず記載をしているのではないかと思います。もちろんこれ以外についても、各委員がお考えをお持ちだと思いますし、議論がされていないというような点ももちろんあるかと思えますので、それは改定委員会の場で議論を深めて頂きたいと思えます。先程國島共同議長から、今日は質疑応答ということでしたが、質疑と言ってもドラフティンググループが、何かこれを defend するような立場には全くありませんので、むしろドラフティンググループを構成する各委員において、それぞれの考え方をこの改定委員会として議論して頂ければいいと思えますし、さらにそれに対する改定委員会の議論をここで展開して頂いた方が建設的ではないかと思えます。

それではまずこの構成ですが、前任者の小川から何回かドラフティンググループとして提示しているのではないかと思います、「EC.14/2」と「EC.14/3」というような関係にたっておりますが、この提言というのは全体が提言ですが、具体的なガイドラインを抽出したような形で「EC.14/3」というものがある。その「EC.14/3」は、「EC.14/2」の中の具体的な構成と内容ということで、例えば「EC.14/2」の14ページに「5.2 構成と内容」とありますが、そこに別添の構成と内容を基本として構成することが適当であるというようにリファレンスされておまして、この別添が「EC.14/3」であるというようになっております。「EC.14/3」を見て頂くと、この改定委員会として想定するガイドラインのイメージというものが、そのまま「EC.14/3」に出てくるというような構成に今はなっているわけです。それぞれ「EC.14/2」「EC.14/3」に目次がついておりますので、それで構成をご覧頂きたいと思えます。

まず提言案ですが、目次がついている1ページから、大きな構成で申しあげますと「はじめに」ということで、経緯的なこと、それからJICA協力事業の配慮の状況というものがあって、ここで現状と評価を踏まえて改善を要すべき点をきちんとまず書いておくということになっております。その後環境社会配慮の具体的な内容として、要点を書き込んでおりますが、もちろんガイドライン自体に詳しく書いてあることと、「3. 基本的な考え方」で書かれているところには、多分考え方としては同じことですので、重複するところはあると思えますが、提言として押さえておきたい重要な点については、この基本的な考え方のところできちんと押えておくというような構成になっているかと思えます。

それからこの特徴として「4. 我が国政府等に求められる取組」ということで、これもこの改定委員会で合意が得られているかと思えますが、JICAのガイドラインを越えて、JICAの責任に及ばないような政策に関する部分についても、提言の中で触れて政策提言をするということに、1つの特徴があるのではないかと思えます。そして、「5. 環

境社会配慮ガイドラインの構成と内容」ということで、基本的には別添の方に内容が書かれているわけですが、ガイドラインと密接なことで、法的位置づけですとか、体系の整備等について、提言の方にもいくつか触れているということでございます。それから「6. 環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保」ということで、ここで非常に具体的な議論がこれまでの改定委員会で行なわれているようですが、実施の体制ですとか、実際のコンサルタントの選定のあり方ですとか、遵守のためのメカニズム等についてここで提言をしているというような構成になっているかと思えます。

それでこれが提言ということで、背景と具体的なガイドラインの前の基本的な考え方がここに書かれております。一番コアとなるガイドラインにつきましては、「EC14/3」というところになるわけです。

- **國島共同議長** 田中委員、すみません。ご説明される時に、どこの部分を見て伺えばいいか、それだけ追加しながらお話して頂けるとありがたいと思えます。
- **田中委員（環境省）** はい、分かりました。それではガイドライン案ですが、「EC.14/3」の目次をはずした次の1ページから理念になっております。この理念のところは最初に申し上げましたけれども、議論がされているわけではありませんが、吉田委員から理念の案というものを頂いておりますので、それをそのままつけております。これも改定委員会でご議論頂ければいいのではないかと思います。それが2ページの上までございます。その次が「2.JICA の環境社会配慮の基本方針」ということで、ここはこれまで骨組みとしてお示しされていたものを少し肉付けしたものだろーと思えますが、提言案でも基本的な考え方ということで押えていることを、ここでも基本方針ということで再度書き込んであります。

それから基本方針の次に、「3.ガイドラインの目的」。ここもJBIC等の例を参照しつつ、ガイドラインに至る前のJICAとしての基本方針がありまして、その後でガイドライン自体の目的ということが書かれております。それから言葉をきちんと定義した方がいいというご意見がありましたので、ここで4ページに「4.定義」ということで主要な言葉について考え方の整理をしているところでございます。それから4ページの下に「5. 環境社会配慮の対象範囲」というところではありますが、これも先程申し上げましたが、特に社会への影響ということについて、どこまで具体的に書き込むかというところで意見が分かれているかと思えますが、(案1)はメコン・ウォッチの松本委員が提案された案を基に、これまでの案に埋め込んで整理をしたものです。(案2)は、それをさらに整理したいということで、吉田委員より提出があったものです。ここも再度整理が必要という状況になっております。

それから6ページ以降は、「II.基本的な手続き」ということで、手続きの基本的な内容・性格等が書いてあるところでございます。手続きの詳細については、必ずしも明確に、具体的に改定委員会イメージされているものでもないと思っておりますが、ドラフティンググループでもJICAの情報を得つつ、具体的なカテゴリ、プロセスごとに

フローを作りながら少し整理してみたものでございます。申し遅れましたが、一番後ろ 29 ページまでが「EC.14/3」ですが、その後にフロー図が付いております。これはペーパーの性格からいうと、ガイドラインの中身ではないと思いますが、ドラフティンググループの中で検討するために作ったペーパーでございまして、おそらく今日の議論の中でもこれを参考にして頂ければいいと思います。多分これは、参考資料という位置付けではないかと思えます。一応このようなことで開発調査の中のマスタープラン、フィージビリティスタディと、無償資金協力、技術協力プロジェクトというそれぞれについて、これまでの議論を基にして、このようなことではないかと整理をしてみたものです。従って、このフローを念頭に基本的な手続きと、その後の「Ⅲ.環境社会配慮支援・確認の手続」というところは、これを基に記載をしているというものでございます。

手続きの大きな流れとして「Ⅱ.基本的手続き」となっているわけですが、「1.」のところは対象プロジェクトに求められる重要な事項ということで、環境社会配慮の内容を(1)、情報公開的なことを(2)というように書いてあります。(1)の中で具体的に何を求められるかということは、全て別紙1ということで後ろに置いてあります。これまでは本文の中に組み込まれていたものを、後ろにもってきているという構成になっております。それから6ページの下「2.」からは、この協力事業に求められる、環境社会配慮支援・確認の基本的枠組みということで、環境社会配慮の主体、JICAによる環境社会配慮支援・確認ということで、おおまかな流れの概要と基本的な性格を(2)に書いてあります。(3)でカテゴリ分類ということで、カテゴリに分けてそれぞれの基準や内容について書いてあります。(4)が環境社会配慮確認の基準ということであります。具体的にどのように判断していくかというようなことが書いてあります。

この際に参照すべき国際基準・条約等の代表的なものをきちんと書いておいた方が、具体的で分かりやすいのではないかとということで、これについて別紙3がついております。別紙3は各委員から提案があったものを、まず網羅的にまとめているものでありますので、ご意見があるのではないかと思います。9ページの○の3つめについては、ドラフティンググループの議論が必ずしも成されていない点だと思いますが、このようなことを判断していく際に参考となる情報源についても、書いておいた方がいいのではないかとご意見が出ていて、その意見を今後の議論のためにということで、ここに掲げているのが9ページの真中のところでございます。

それから(5)が勘案すべき事項ということで、ここもこれまでの構成にあったものに加えて、『③自然環境調査の「不確実性」及び「予防原則」の適用』ということに関する提案がありましたので、ここに掲げております。これ自体についてどうするかということもありますし、ここに自然環境調査についてのみ特記するのがいいのかどうかというような議論は、当然あるのではないかと思います。それから「(6) アドバイザリー・グループの設置」ということで、これはもう少し前のところにあったと思うのですが、少し順番を変えているかと思えます。

それから 10 ページの「(7) JICA の環境社会配慮支援・確認に係る情報公開、ステークホルダーの参加」ということで、「情報公開」とこれまでの見出しではなかったかと思いますが、少し情報公開を超えている内容もあるかと思いますが、そのような見出しにしているものであります。ここも改定委員会場で委員から非常に具体的なご提案があって、かなりの時間をこの議論に費やしていたところではないかと思いますが、構成としてはこの情報公開なり、参加のところで押えておくべき基本的な要素について、(7) のところで記載をしておいて、「Ⅲ.環境社会配慮支援・確認の手続」のところで具体的な手続きの中に必要な事項を書いているという整理にしています。情報公開なり、ステークホルダーの参加という標題でその手続きをもう一度書くことはせずに、共通要素を(7) で書いて、それから手続きの中にも必要なところで触れるというような体裁にしております。基本的な事項として(7) のところで、原則的なことですか、手続きを通して共通部分として考えられるようなことを(7) の①、②は時期と方法、③は協議の考え方というようなことで、ここに書かれております。それから、情報公開やステークホルダーの参加ということの中身についても、詳細や契機の捉え方なり強度等については、まだ意見が完全に一致していないと思いますが、これを素材としてさらに議論を深めて頂ければよいのではないかと思いますので、どちらかというとな網羅的にポイントとなる要素については今書かれているという位置付けだと思います。

それから 11 ページの下が「(8) JICA の意思決定」ということであります。「JICA の意思決定」というのは見出しとして分かりにくいという気がしますが、どのような場合にどのような点について、JICA としてきちんと意思を決定して、どうすべきかということが書かれてありますが、その中でどのような場合に、どのような事項を含めて、どのような意見を出すかということを出るだけ具体的にきちんと書き込むべきだというご意見があります。これは改定委員会でも今まで議論になっていたことだと思いますが、それを今は出来るだけ詳細に 11 ページから 12 ページにかけて具体的な内容を書いているものであります。

13 ページ以降は「Ⅲ.環境社会配慮支援・確認の手続」ということで、具体的なスキームごとの手続きを詳細に書いてある部分でございます。ここは前の改定委員会場で、差し掛けというようなことになっていたと思いますが、具体的に色々見ていくと、まだ議論がたくさんあるというところだと思いますので、ここは本当に具体的なプロセスについてのイメージということで、先程お話を申し上げました資料の後ろにあるフロー図等も参照しつつ、さらに具体的に議論をして頂ければいいのではないかと思います。13 ページの下に括弧書きになっておりますのは、プロジェクト要請確認段階の「1.」の議論であります。特にその段階で、JICA が外務省に申し上げた意見を情報公開するというようなことの方針について、是非や時期など色々ご議論があったと思いますので、ここもさらにご議論して頂ければいいのではないかと思います。それから、「2.開発調査」のマスタープランの具体的な手続き。それから 16 ページ以降は、フィージビリティ

イスタディについての手続き。同様に無償資金協力と、技術協力プロジェクトについて書かれてありますが、ここでもおおまかなポイントで言うと、松本委員からカテゴリ A にカテゴリライズするプロジェクトに加えて一部のカテゴリ B についても詳しい手続を行うべきとのご提案があり、改定委員会でもどこまで、どのようなプロジェクトについて適用するかという議論があったと思いますが、それに対して JICA からは一部のカテゴリ B をカテゴリ A に加えるというよりも、B についても必要に応じてカテゴリ A として考えていくようなこともあるというようなお話もありましたけれども、一応このフローでは、それは全部カテゴリ A として記載をしております、一部のカテゴリ B を加えるという考え方は具体的には触れていないという整理をとっております。そのような前提の基で、今は構成をしているというものであります。

それから 18 ページの下に、「4.詳細設計調査」というところで、見出しだけになっておりますが、これも改定委員会で議論が成されていないというように承知しておりますので、その後ドラフティンググループの中で JICA からご説明があった点について、内容の詳細についても、この改定委員会でどうしていくかというご指示があるべきだと思いますが、重要な要素としてこの中にきちんと位置付けるべきなのか、そうではなく今までご説明・ご議論があった範囲でガイドラインを取りまとめしていくべきなのか、それについても一度ご説明の上、ご議論頂ければいいのではないかと思います。少なくともこれまでの議論の状況を踏まえて、ここで詳細にドラフティングという形にするには時期尚早であろうということで、今は見出しだけとりあえず掲げているという状況であります。

これが今までの議論を踏まえて、議論の内容をドラフティングに落とししたというものであります。最後に 27 ページの別紙 2 に「一般的に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示」ということで、これもどのようなものをカテゴリ A として考えていくかという例示で、改定委員会でご議論があった点ではないかと思えます。基本的には、基準自体は本文に書いてあって、これはあくまでも例示なのだというようなご説明がありましたが、その点についてご意見がたくさんありましたので、一応例示というタイトルの下にそのことを説明的に念のために記しているという状況であります。それから中身については、JICA で再度整理をして頂き、JICA の事業にとって必要なものについて、再度ここに書いているというような状況になっているかと思えます。

29 ページの「参照すべき国際基準・条約・宣言等の代表例」という点については、現時点では代表的なものということで、可能な限り具体的に書いておいた方が、実際のガイドラインとして良いのではないかとということで、各委員から提案のあったものをここで掲げております。以上が現在のドラフトの構成とその内容でございます。

-----◇-----

○ 國島共同議長 ありがとうございます。全般的にご説明頂いたわけですが、本日 11

時 30 分まで最初から順番に文章を読みながら、皆さんのご質問を受けるということを進めたいと思うのですが、起草グループの方で松本委員、吉田委員は今日お見えになっていないのですが、それから氏家委員。何か全般的な今のご説明に加えて、例えば松本委員、個々の部分はともかく、この資料を作るにあたってのご説明のようなものがございましたら、よろしければ最初に承っておきます。後で最初から進めていきますので、その時でも結構なのですが、何かございますか。よろしいですか。氏家委員もよろしいですか。それでは今のお話で、共同議長として骨子案をまず始めて、その後に構成と内容を進めようと思うのですが、起草グループの田中委員としては、骨子案から始めてよろしいですか。それでは、お手元の資料「EC.14/2」の「1.はじめに」というところから一回読む必要があると思うのですが、いかがでしょうか。鈴木さん、お願い致します。

○ 鈴木 はい。「1.1 検討の背景」

- ・ ODA 事業における環境社会配慮は、その対象によっては、公害による健康被害や自然環境の破壊及び非自発的住民移転など、環境や地域社会に与える影響が時間的・空間的・社会的に広がりをもっていること、一旦生じた影響の回復が極めて困難であること（不可逆的側面）といった観点から極めて重要である。
- ・ 一方、ODA 事業のカウンターパートである開発途上国政府においては、環境社会配慮の必要性への理解や実施意欲はなお十分ではなく、実施能力も不足していることから、適切な環境社会配慮を確保するためには、援助側における意識啓発や支援措置が不可欠な状況にある。
- ・ 我が国は政府開発援助の実施に際して、環境や地域社会に与える影響について環境アセスメント等を行いつつ適切な環境社会配慮を行うことを、1999 年 8 月に発表された「政府開発援助に関する中期政策」で示した。
- ・ 国際協力事業団（以下「JICA」）は、1990 年から「環境配慮ガイドライン」を導入し、環境と地域社会に影響を及ぼす協力事業を対象に、開発調査の事前調査実施に当たって、スクリーニングとスコーピングを行ってきた。一方、現在のガイドラインで十分対応できていない環境社会配慮の基本方針や環境社会配慮の対象範囲の拡大や遵守を確保する体制の整備等の必要性、環境社会配慮を強化する政府の方針、情報公開等の動きに対応し、環境社会配慮の見直しが必要となっている。
- ・ わが国の ODA のうち円借款を担当する国際協力銀行（以下「JBIC」）は、1989 年に「環境配慮のための OECF ガイドライン（初版）」を、1995 年に同二版を、1999 年には「円借款における環境配慮のための JBIC ガイドライン」を導入した。その後輸出入銀行との統合に伴い 2002 年に「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を定め、環境社会配慮の強化を進めている。
- ・ 外務省改革に関する「変える会」は、平成 14 年 7 月 22 日に最終報告書アクション・プログラムを発表し、「V.ODA の効率化・透明化」の中で、JBIC が作成した「環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン」を踏まえ、無償資金協力の環境社

会配慮ガイドラインを策定することを提言した。その提言を受けて外務省は、平成 14 年 8 月 21 日に外務省改革「行動計画」を発表し、「V. ODA の効率化・透明化」の中で、JICA における「環境配慮ガイドライン」を改訂し（平成 14 年 12 月末までに結論）、これにより援助を行うことを決定した。

- ・ 以上の背景を踏まえ、JICA においては、「環境配慮ガイドライン」の改定を行うこととしたものである。

#### 「1.2 改定委員会の作業と提言」

- ・ JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会（以下「本改定委員会」）は、JICA の委嘱により設置された。
- ・ 平成 14 年 12 月から平成 15 年 月まで、○回の委員会を開催した。

#### （検討の範囲）

- ・ 本改定委員会の直接の任務は、政府開発援助の各スキームのうち JICA が実施する業務（開発調査、無償資金協力、技術協力プロジェクト）に関する環境社会配慮のあり方を検討することである。
- ・ しかし、各スキームにおいて環境社会配慮が確保されるためには、JICA の担当部分以外についても我が国政府及び関係機関において適切な対応が行われることが必要である。このため、改定委員会は、JICA 担当部分に限定せず、各スキームの全体を視野に入れ、必要な環境社会配慮の検討を行った。

#### （委員会の運営）

- ・ 本改定委員会は、政府及び関係機関、有識者、NGO、関係事業者及び JICA 関係者を含む広い関係者から構成された。
- ・ 会議は公開で行われ、オブザーバーの参加・発言が認められた。会議の資料、議論については、JICA のウェブページに全て公開された。外部からの資料・意見提出も自由に行われた。

#### （本報告書の趣旨と取扱いへの要望）

- ・ 本報告書は、JICA の環境社会配慮のあるべき姿及びこれを実施するためのガイドラインの内容その他の措置について、改定委員会の提言を取りまとめたものである。
- ・ 改定委員会は今後、JICA が環境社会配慮ガイドラインの作成及び運用をする際に、本報告書が最大限に反映されることを期待する。
- ・ また、改定委員会は、JICA が実施する業務以外についての提言に関して、政府及び関係機関がこれを尊重し、適切な措置が取られることを期待する。

#### （今後の取組）

- ・ 今後、本報告書の提言に基づいて、JICA により環境社会配慮ガイドラインの案が作成され、パブリックコメント等の所要の手続きを経て、ガイドラインが決定されることとなるが、本改定委員会は引き続き、この JICA によるガイドラインの作成プロセスに関与して、委員会報告書が適切に反映されるよう意見を述べる。

- ・ 更に、将来ガイドラインの実施、見直しが行われる際には、本改定委員会と同種の幅広い関係者からなる議論の場が形成されて、意見交換等が行われることを JICA に要請する。
- **國島共同議長** はい。ありがとうございました。ここで一旦区切りたいと思います。何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。よろしいですか。では原科共同議長、どうぞ。
- **原科共同議長** この部分というよりも全般で、最初に田中委員（環境省）がご説明になられましたが、これまでの議論で、まだ十分に尽くされていないことが多々あるとおっしゃっていたので心配になりました。あとどのくらい委員会を開かなければならないか気になりまして、どの程度まだ議論しなければならないものがあるのか、お聞きしたいと思います。先程おっしゃった一連のものがございますが、それを全て議論しようとすると相当時間が必要になります。起草されて、どのような感じをお持ちになられたのでしょうか。それが心配になりました。
- **田中委員（環境省）** それはこの改定委員会の議論次第だと思いますし、今日おおまかに議論をした上で、どのような形で報告書を作るかということ次第ですから、それを徹底的に詳細まで詰めて全部行うということであれば、かなり時間を要するかもしれませんが、議論の状況を踏まえて報告書を作るということであれば、そこはまさにやり方次第かと思います。何十回もしなければならぬということではないと思います。
- **原科共同議長** それはそうだと思います。田中委員は小川元委員から交代され、これまで議論してきたことを十分フォロー出来ていないかもしれないので、そのあたりが心配になりました。他の起草グループの方も同じ感覚をお持ちでしたら心配なのですが、他のメンバーの方はいかがでしょうか。
- **國島共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 確かに交代はされましたが、さすがに日本の優秀な官僚組織ですので、かなりしっかりと引継ぎが行われていると思います。これは率直な起草グループでの感想ですので、私は流れがこれで何か変わったというような気はしません。田中委員は過去の議事録をよく読まれていて、我々の議論の中で少し出てきたことも「それは議論で出てきましたね」という指摘もされていますし、そのような意味で私は全く不安ありません。まさに田中委員がおっしゃったように、どのくらい我々はこれを詳細に詰めるかという議論だけ考えればいいのかと思います。
- **原科共同議長** ビューローでは、次回 21、22 日合計 6 時間とっておりますので、その範囲で対応できることを期待しております。そのような感じでよろしいでしょうか。それが分かれば結構です。どうもありがとうございました。
- **國島共同議長** 1 について他に何かございますか。
- **原科共同議長** 文言のことは後で検討するので、質問だけでよろしいですか。分かりました。
- **國島共同議長** もう一度念を押しておきますと、今基本的には起草グループで作って頂

いた案に対してご質問や、あるいはどうしても重大なことでしたらコメントを頂いて、その後 8 月 15 日までに文書で今申し上げたコメント等はそこで集めて頂いて、それを全員で見られるよう詰めていきたいと思えます。それでは、2 に進みます。読み上げるのは交代に致しましょうか。ずっと鈴木さんに読んで頂くのは申し訳ないので、2 は私が読みます。

- **原科共同議長** 1 つだけよろしいですか。1 ページの真中で、4 つめの「国際協力事業団（以下「JICA」）～」と書いてある 2 行目で事前調査というアンダーラインが引いてあるものがあります。このアンダーラインは、どのような意味で引いてあるのか教えてください。
- **田中委員（環境省）** これは元々開発調査の実施にあたってというようなところだったのですが、ドラフティンググループの委員から意見が出てきて変更されているということです。正確に記されているということだと思います。
- **原科共同議長** こちらの表現が正確だということなのですね。意見が色々分かれたという意味ではないのですね。分かりました。

-----◇-----

- **國島共同議長** それでは、2 に進みますか。交代で読みます。

## 2. JICA 協力事業における環境社会配慮の状況

### 2.1 ODA 事業における JICA の役割

- ・ JICA は、政府開発援助の二国間贈与を担当している。二国間贈与には、開発計画の作成を支援する開発調査、各種協力形態を有機的に組み合わせた技術協力プロジェクトを含む技術協力、及び学校・病院などの施設の建設や教育訓練機材や医療機材などの資機材の調達を行う無償資金協力がある。
- ・ スキームごとに、JICA が担当する部分は異なっている。いずれのスキームにおいても、外務省による採択の検討に際して、JICA は採択の適否についての意見具申を行っている。
- ・ 各事業、特に案件の要請からプロジェクトの準備段階における JICA の役割は以下のとおりである（別表参照）。
- ・ 開発調査においては、JICA は相手国政府との間で実施細則(S/W)を取り決め、これに基づいて、JICA が選定したコンサルタントが相手国政府と協力して報告書を作成し、その間併せて技術移転を行う。開発調査には、国全体又は特定地域での総合開発計画やセクター別の長期計画を策定するマスタープラン調査(M/P)と、優先度を与えられたプロジェクトの実行可能性を検証し、実施に最適な事業計画を策定するフィージビリティ調査(F/S)がある。
- ・ JICA が行う無償資金協力の業務は、基本設計及び概算事業費の積算を行う基本設計調査と、政府間の交換公文(E/N)の署名により事業が開始された以降適切に事業が実施されるよう監理を行う実施の促進業務である。なお、採択の可能性がある

優良案件の中で、実施体制など要請内容をさらに現地で確認する必要があるものについては、基本設計調査に先立って、JICA は予備調査を行う場合もある。

- ・ 技術協力プロジェクトは、専門家の派遣、研修員の受入、機材の供与という 3 つの協力形態を組み合わせ、ひとつのプロジェクトとして技術移転を行う協力である。JICA は、この全体の実施を担当する。プロジェクトの内容は、長期専門家や短期専門家を派遣し現地の技術者に技術を伝え、その技術者が日本の関係機関での研修を行いさらに技術を高めるものである。また、プロジェクトを運営するために必要な機材も日本から供与され、効果的な技術移転に役立てられる。いくつもの援助形態を組み合わせることにより、効果的な技術移転ができるという特徴を有している。

## 2.2 JICA 協力事業における環境社会配慮の状況

- ・ JICA は、環境アセスメントに関する OECD の勧告（1985 年及び 1986 年）を受けて、海外経済協力基金と協力しつつ、1988 年に「分野別（環境）援助研究会報告書」を取りまとめた。この報告書では、環境配慮を開発計画の出来るだけ早い時期から実施することを環境配慮の実施の基本的な考え方の一つとし、開発調査事業におけるインパクト調査のためのスクリーニングとスコーピングの実施とその手法、並びに事前調査報告書とフィージビリティ (F/S) 調査報告書における環境インパクトの評価を含めた環境関連の記述のあり方をまとめている。
- ・ これを受けて、JICA は、1990 年以降（1994 年 3 月まで）、開発調査の主に事前調査段階を対象として、20 セクターについて「環境配慮ガイドライン」（以下「セクター別ガイドライン」という。）を作成し、事前調査にスクリーニングとスコーピングを導入した。
- ・ この作業を含め、JICA は、現地調査での必要に応じた環境調査団員の派遣、事前調査及び本格調査における環境配慮活動を行っている。
- ・ 前回の分野別（環境）援助研究会から 10 年以上が経過し、環境社会問題を取り巻く状況が変化した結果、新たな環境協力に関する方針を打ち出す必要性が高まり、2001 年に第 2 次環境分野別援助研究会報告書が作成された。この報告書では、住民参加と情報公開の推進、代替案の検討、戦略的環境アセスメントの導入等が提言された。

## 2.3 現行環境配慮ガイドラインの実施状況と評価

- ・ 現行の環境配慮ガイドラインは、開発調査の事前調査において、環境配慮団員がスクリーニングとスコーピングを行う際の参考資料として利用されている。本格調査については、専門的知識を有するコンサルタントが担当することから、特にガイドラインは定められていない。
- ・ また、事前調査におけるスクリーニングとスコーピングの結果を、JICA 職員がチェックする際の参考資料として利用されている。

- ・ 現行の環境配慮ガイドラインは、開発調査の事前調査を対象としたものであるが、無償資金協力や技術協力においても援用して使用している。
- ・ さらに、JICA 協力事業における計画策定の初期段階で、どのような環境配慮作業を行っているのかを対外的に発信する機能も果たしている。
- ・ 現行の環境配慮ガイドラインの導入により、開発調査の実施に当たって、スクリーニングやスコーピングが行われるようになった。

#### 2.4 改善を検討すべき点

- ・ 近年の ODA における環境社会問題の状況の変化により、新たな環境協力に関する方針を打ち出す必要が高まり、1999 年 10 月に第二次環境分野援助研究会を設置し、環境配慮ガイドラインとの関連においては、情報公開、環境対処能力の向上、JICA 事業の改善等が提言された。
- ・ また、JICA 内部の検討作業として、1999 年に「社会・経済インフラ整備計画、農業開発に係る環境配慮ガイドライン改定に係るプロジェクト研究」を実施し、ガイドライン見直しの提言を取りまとめた。
- ・ これらを踏まえて、本改定委員会においては、以下の検討課題を整理した。
  - (1) 環境社会配慮の実施主体は相手国政府であり、JICA はそれを支援する立場にあることを明確にする必要がある。
  - (2) 環境社会配慮に関して JICA が負う責任を明確化する必要がある。
  - (3) 案件検討の段階で、環境社会影響の程度などを判断するために十分なプロジェクト概要や立地環境の情報を入手する必要がある。
  - (4) 特に、案件の要請から採択、プロジェクトの準備段階についての作業について、適切に環境社会配慮を行う必要がある。
  - (5) 環境社会配慮への支援内容を案件毎に判断しているが、統一的な判断基準とその範囲及び各段階における具体的な支援内容を明確にする必要がある。
  - (6) 案件採択後、環境社会面での不適切な点が判明した場合、それを回避する方法を検討する必要がある。
  - (7) 報告書を JICA の図書館で公開しているが、現地語での提供などより積極的な情報公開を進める必要がある。
  - (8) 協力事業完了後も、提言した環境社会配慮事項の実施状況についてモニタリングやフォローアップを行う。
  - (9) ガイドラインの運用については、各事業部が判断を行っているが、ガイドラインの適切な実施と遵守を確保する JICA 内部の体制を強化する必要がある。
  - (10) 改定に当たっては、JBIC や国際機関等のガイドラインとの整合性を確保する必要がある。

以上です。ということで、2 について何かご質問あるいはご意見何でも結構です。何かございますか。はい、どうぞ。

- **山田委員** よろしいですか。6 ページの (8) にアンダーラインが付いておりまして、次のところも同じく 8 ページのところ、先に進んでしまいますが同じ内容でアンダーラインが付いております。これはどのような理由でアンダーラインが付いているのでしょうか。
- **田中委員（環境省）** これも先程と一緒に、ドラフティンググループの議論を踏まえて最終確認をした時に最後に修正をしている部分で、格別ここが何か議論が分かれているというようなことではなかったと思います。
- **國島共同議長** このアンダーラインは、なくてもいいのですか。
- **田中委員（環境省）** そうです。
- **原科共同議長** 少々よろしいですか。6 ページ (7) のところの情報公開のところは、もう少し色々議論があったと思うので、あっさりとしたことしか書いていないので、気になりました。検討課題を整理したというのであれば、もう少し包括的な表現の方がいいのではないのでしょうか。情報公開関係のところは、先程相当議論したというように認識したとおっしゃっていましたが、その通りですので、そのようなまとめ方がいいのではないかと思います。これは質問というよりも、今後のことでしょうか。
- **國島共同議長** 今の原科共同議長のご質問と同じで、その上の (6) も「環境社会面での不適切な点が判明した場合、それを回避する方法を検討する必要がある」ということで、書こうと思えば「場合によっては中止する」といったもう少し強い表現で書くことも出来ると思って拝見していたのですが、全体的に抑えたというか、その後の細々とした例えば今の「場合によっては」ということは書かずに、ここはふんわり、控えめに書かれているように思うのですが、そう理解してよろしいのでしょうか。
- **田中委員（環境省）** それは全体の構成をどのようにするかということだと思います。私の理解はここで検討課題の見出し的なことをポイントとして書いておいて、基本的な考え方なりそのようなところで提言する際に、どのように考えるかということを書いてあるのではないかと思います。構成をどのようにするかということについて、この部分を詳細に記述したいということであれば、改定委員会として判断すべきことだと思います。
- **原科共同議長** そのようなことなのです。見出しであれば、このような表現より、もう少し包括的な表現の方がいいという意味で申し上げたのです。(7) はつまり図書館で云々ということは、個別の話です。情報公開の問題や検討課題のところであって、包括的、見出し的なものを表現した方がいいと思います。おっしゃるとおりなのです。この表現は、その趣旨に合っていないと思います。
- **國島共同議長** 他に何か、2 の部分でご説明等あればお願いします。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 最初のところで確認したいのですが、起草グループで実は議論になったのは、出てきた意見をもう一度起草グループに戻されるのは、少々勘弁して頂きたいという議論がありました。最後の起草委員会というものは、我々7時間

行っております。従って、このような部分は実はあまりよく見ていないのです。もっと細かい手続きのところを起草グループは見ている、ここも意見はあるけれど、ここの意見を言い始めると、起草グループ会合において自分達の首を絞めることとなります。実はきちんと見ていないのです。ですから、今原科共同議長がおっしゃったようなことを1つの項目にした方がいいのではないかとすることは、1つの提案だと思えますし、それを受けてこれを事務局が最後に直すと、先程國島共同議長のお話だったのですが、もう一度そこをクリアにしたいと思えます。

- **鈴木** 先程のビューロー会合でお話したのは、これに対するコメントを紙で頂いて、そのコメントは文書できちんとテキストで頂く。そのテキストを事務局でオリジナルテキストに入れて、誰からこのようなテキストをもらった。それを我々の判断基準を入れずに、テキスト集を作る。そのテキスト集について、また委員会でどの文言を取るかということ議論頂く。従いまして、起草グループに作業が戻るということは、基本的にはないということが、ビューロー会議で決めたことでございます。

-----◇-----

- **國島共同議長** よろしいですか。ビューローでは是非とも戻すべきものだという意見と、今のような意見と両方あったのですが、全体的な状況を見て、今鈴木さんからお話があったようになったということでございます。よろしいでしょうか。他にございますか。それでは先に参ります。3は鈴木さんからお願いします。
- **鈴木** 3. JICA 協力事業における環境社会配慮についての基本的考え方

### 3.1 環境社会配慮の主体

- ・ 開発プロジェクトにおける環境社会配慮の主体は、相手国政府であること。
- ・ この点を徹底することにより、相手国政府が適切な環境社会配慮を行う意思が明確であることが採択の条件となること。
- ・ JICA の協力成果を、相手国政府が、プロジェクトの実施において自ら行う環境社会配慮に活用していくとの意思が確認されるべきであること。
- ・ したがって、協力事業における環境社会配慮作業は、相手国政府の主体的で積極的な参加による共同作業で行われるべきこと。

### 3.2 JICA の役割と責任

#### ① JICA の環境社会配慮における役割

- ・ JICA の役割は、相手国政府が行う環境社会配慮を支援し、開発途上地域の持続可能な開発の推進に貢献することである。

#### ② JICA の作業

- ・ JICA は、協力事業において、相手国政府が行う環境社会配慮確保の作業について、それが各種基準に照らして適切に行われるかどうかを確認し、不十分な場合は必要な支援を行い、また、これらの結果を反映させ、協力事業に関する JICA の各種意思決定を適切に行う。

- (1) 支援とは、相手国政府に対し、環境社会配慮を行うために必要な調査、対応方策の検討、ノウハウの形成、人材の育成等の協力を行うことを言う。
- (2) 確認とは、事業概要、立地環境、環境や地域社会に与えるインパクト、環境社会配慮に関連する相手国政府の法体系の枠組み、実施体制（予算、組織、人材、経験）及び情報公開や住民参加の制度的枠組み等を各種情報、相手国政府との協議、現地調査等を通じて、対象プロジェクトについて適切な環境社会配慮が確保されるかどうかを判断することを言う。
- (3) 意思決定とは、確認の結果を踏まえて、協力の実施について判断を行うことを言う。要請確認段階、準備段階、実施・監督段階、評価段階において、JICA は必要な確認を行った上で、意思決定を行う。

### ③ JICA の負う責任

- ・プロジェクトに関する環境社会配慮の実施は、例えば現地での環境影響評価手続きは、相手国政府の判断と責任で行われるものである。一方、JICA は、協力事業の実施主体として、協力事業の内容については、環境社会配慮ガイドライン等に従って適切に実施すべき責任を負う。
- ・例えば、開発調査においては、JICA は環境社会配慮ガイドラインに照らし適切な調査等の作業を行って、必要な環境社会配慮の内容が盛り込まれた報告書を提出する責任を負っている。技術協力プロジェクトに関しては、JICA が実施主体として、相手国政府と一緒に作業を行うことから、事業実施主体としての責任も負うものである。

### 3.3 JICA による環境社会配慮の重点

JICA が環境社会配慮を進めるに当たり、以下の視点を基本的に重視すべきである。これらの内容は、ガイドラインにおいて基本方針及び手続に十分反映されることが必要である。

#### ① 相手国政府の主体的取組の促進

- ・相手国政府が環境社会配慮について主体的に取り組むよう、意識啓発、技術支援を行う。

#### ② 幅広い配慮対象のスコープ

- ・環境及び社会面での幅広い影響を視野に入れ、対応を行う。

#### ③ 早期からの配慮

- ・早期段階から広範な環境社会配慮を推進する。

#### ④ 情報公開

- ・協力事業のアカウンタビリティ及び透明性の確保、並びにステークホルダーの適切な参加を確保するため、情報公開を積極的に行う。

#### ⑤ ステークホルダーの参加

- ・より現場に即した環境社会配慮の実施及び適切な合意形成に資するため、幅広い

ステークホルダーの参加を推進する。

⑥モニタリング、フォローアップ

- ・協力事業完了後も、提言した環境社会配慮事項の実施状況についてモニタリングやフォローアップを行う。

3.4 配慮すべき視点

- ・協力事業における環境社会配慮において配慮すべき事項について検討を行った。これらの内容が、環境社会配慮ガイドライン及びその実施に反映されることが望ましい。

① 社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映

- ・環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件により影響を受ける。このため、環境社会配慮の確保のためには、こうした条件を十分に考慮し、適切な支援措置を協力事業に反映させる必要がある。

このため、環境社会配慮ガイドラインは、当該国における住民の意味ある参加を保障する。

諸条件（自由な情報交換や公開の討議を可能とする社会的・政治的な条件など）、環境社会影響の救済、補償のため必要な諸制度を考慮した上で、環境社会配慮の確保を実現するものでなくてはならない。この点を実施に当たっての留意事項として記述することが望ましい。

- ・特に、紛争国・紛争地域や軍事政権下における協力事業については、環境社会配慮を適切に確保するために、社会的・政治的状况を考慮に入れた調査等が必要である。例えば、軍事政権下で表現の自由が制限されているような場合において、ステークホルダーから正確な情報を得ることや、情報提供を行った者の生命や財産に悪影響が及ばないようにするため、情報提供者を匿名にすること、通訳をJICA側が確保することなど特別の配慮が必要である。
- ・社会的・制度的条件を評価する際の情報源として、人種差別撤廃条約等の人権関係の条約の批准状況等を確認することが有効である
- ・なお、本改定委員会において、開発援助が、被援助国・地域における紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮を確保することは重要であるとの議論があった。このような、援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、環境社会配慮ガイドラインの対象とするよりも、援助案件の適切性という観点から、別途のチェックがされることが適当であろう。

② 戦略的環境アセスメント

- ・個々の事業段階で実施される環境影響評価（EIA、事業アセスメント）に対して、その上位段階の意思決定における環境アセスメントは戦略的環境アセスメント（SEA）と呼ばれ、事業の前の計画段階（計画アセスメント）や、さらに前の政

策段階で行われるものがある。大規模プロジェクトに対しては、事業段階のアセスメントでは公害の発生や激甚な自然破壊の防止といった最小限の環境防衛に止まることや、複数の事業が並行して行われる場合の累積的影響は事業アセスメントでは捉えられないことから、計画段階からの環境アセスメントの必要性が認識されてきている。海外では、EUがSEA指令において加盟国にSEAの法制化を義務づけるなどの取組みを進めている。

- ・プロジェクトの準備段階から相手国に密接に関与するスキームを有し、特に相手国の国・地域レベルでの総合計画やセクター別計画など上位段階の意思決定にも関与するJICAの協力事業の特性を踏まえ、環境社会配慮に係る重要事項として戦略的環境アセスメントの考え方を活用して早期段階からの環境社会配慮を確保する取組みが期待される。
- ・ガイドラインにおいては、基本方針に位置づけるとともに、マスタープランに係る開発調査などSEAの考え方の導入が適当なものについて、「環境社会配慮支援・確認の手続き」においてその具体的プロセスを明らかにする。

#### ③ 環境管理システムの支援

- ・プロジェクトの実施・運営期間中に環境や社会への悪影響を除去、相殺、または許容できるレベルまで削減するための方策が適切に実施されることが重要であり、そのためには事業主体により適切な環境管理システムが計画され、実施されることが必要である。
- ・環境社会配慮ガイドラインにおいては、対象プロジェクトに求められる環境社会配慮として、環境管理計画の作成を条件とし、特に影響が大きいと考えられるプロジェクトについては詳細な環境管理計画が作成されなければならないことを明示することが必要である。そして、JICAの協力事業の性質に応じて、プロジェクトサイクルの準備段階ではフォローする組織も含めた環境管理計画の作成を支援し、プロジェクトサイクルの実施・監督段階ではモニタリングや環境保全対策を相手国政府が実施する上で必要な支援を行い、協力終了後には事後調査を行うことが考えられる。

#### ④ 国際人権法等の尊重・遵守

- ・現在、人権については、国際人権規約をはじめとする多くの条約等が作成されており、多くの国においてその受容も進んでいる。JICAの協力事業実施に当たっては、これらの国際的に確立した人権基準に違反することがないようにしなければならない。
- ・このため環境社会配慮ガイドラインは、一般的に受け入れられている国際人権基準を踏まえて作成しなければならない。とりわけ、女性の権利、先住民族の権利、マイノリティの権利など社会的に弱い立場にあるものの人権については、通常の政策過程においては十分な保障が行われない場合があるため、関連する国際人権

基準とともに環境社会配慮ガイドラインの中で明示的に考慮すべき点として記述されることが望ましい。

- ・具体的には、まず、国際的な人権基準の遵守が環境社会配慮ガイドラインの前提であることを、環境社会配慮ガイドラインの前文等に明記することが望ましい。また、環境社会配慮として求められる人権に関連する内容（非自発的移転等）について、個別の具体的基準等を社会配慮の評価基準の一部として示すことが適当である。
- ・国際人権法等の尊重・遵守状況を評価する際の情報源として、人種差別撤廃条約等の人権関係の条約の批准状況等を確認することが有効である。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございました。今の3について、何かご質問、ご意見がございましたらどうぞ。深田委員、どうぞ。
- **事務局 深田（以下 深田）** JICAの深田です。この場では、一番基本的なコメントを言って、後で正確に文書を提出するという考えでよろしいのでしょうか。
- **國島共同議長** 結構です。ひとまず作って頂いたものでございますので、その作って頂いたことの経緯や内容についてご質問を優先にしたいと思います。
- **深田** それでは内容自身についての議論というものは、後程ですか。
- **國島共同議長** はい。どうしてもここが抜け落ちている、この項目が欠けているということについては出して頂いて結構ですが、中の文言については先程も申し上げましたように、各委員あるいはオブザーバーから活字で8月15日を期限として頂きたいと思います。
- **深田** 文言というより、この部分でこのような考え方が抜けているのではないかということの議論は、今行うということでもよろしいのでしょうか。そのような観点と理解してのコメントなのですが、7ページ「3.2 JICAの役割と責任」の「①JICAの環境社会配慮における役割」ということで、「JICAの役割は、相手国政府が行う環境社会配慮を支援し、開発途上地域の持続可能な開発推進に貢献することである」とあるのですが、この環境社会配慮というこのガイドライン、あるいはその手続きを適用していく中での役割という意味では、大きすぎる気がします。  
例えば「開発途上地域の持続可能な開発推進に貢献する」というものは、JICAの設立基本法にも書いてあるような話であって、もう少しJICAの役割というものを明確に書いた方がいいのではないかと思います。ポイントは、もちろん色々なプロセスで途上国・相手国政府の環境社会配慮を支援するというのは1つあると思うのですが、もう1つは各プロセスにおいて、JICAの事業実施機関としての専門的知見の観点から、意見を日本政府サイドに言っていくというような役割というものはあるはずだと私は承知しておりますので、例えばそのようなところをもう少しフォーカスして、書いて頂いた方がいいのかと思います。
- **國島共同議長** それから、先程の起草グループの役目と今後の進め方のことなのですが、

是非、今深田委員がおっしゃったようなことを、このような文章で今の趣旨に入れるべきだというようなことの活字を、8月15日までに出して頂きましたら、それをすぐにはめ込むか、このような意見がいくつかあったということを出していきたいと思います。

- **深田** そう思って、冒頭質問を致しました。このような意見で、具体的にはより正確に書いたあとで出させて頂くということですね。
- **國島共同議長** そのようなことで是非お願いしたいと思います。ありがとうございます。どうぞ。
- **オブザーバー／今井専門員** 国際協力事業団の国際協力専門員の今井です。今國島共同議長がおっしゃったように、後で文書にして出したいと思います。言葉の問題だと思うのですが、非常に重要な内容だと思いますので、少し留意点ということで申し上げたいと思います。まず10ページの「③環境管理システムの支援」というところがございます。ここは2つの用語が使われております。環境管理システム、それから環境管理計画。これは何を意味するのかということについては、極めて色々な定義が出てくるわけです。例えば環境管理システムですと、どのようなレベルのシステムかということで、例えば公害防止管理者制度システムやISO14001、あるいはダムのような案件の時に、何が該当するのかよく分かりませんが、いずれにしてもシステムと言った場合に、ここで取り扱うシステムのレベルというものを、明確にして頂くのがよろしいのではないかと思います。

同じようなことが、その次の「環境管理計画」にも当てはまります。これも非常に様々な定義がありますし、レベルも違いますし、何を対象とした管理計画かということは、これは非常にバリエーションがあります。例えば環境管理計画という言葉だけで想定されることは、色々あるわけですが、例えば日本の法律で決められている公害防止計画等をもう少し広げたものとして、環境管理計画を作ろうというようなことを検討した経緯もございます。それから国連（UNEP等）では、環境のモニタリングの計画を作るといような形で捉えているという動きもございます。ですからこの管理計画という言葉は、何を対象とした、どのようなレベルのものなのかということ、特定する必要があるのではないかと思います。詳細については、また文書で出したいと思います。

- **國島共同議長** はい。よろしくお願ひ致します。どうもありがとうございました。次は原科共同議長、どうぞ。
- **原科共同議長** 質問ですが、7ページ「3.2 JICAの役割と責任」のところの「② JICAの作業」という表現になっているのですが、中身を見ますと支援や確認も作業、意思決定も作業という表現でいいのか、不思議な感じが致しました。これはどうなのでしょう。意思決定は違うと思います。作業なのでしょう。概念のレベルが違うと思いますし、それから分け方も意思決定との連動ということで大変重要なところですので、項目を少し分けた方がいいのではないかというような感じがしました。これはどのようなことで「作業」という表現をされたのでしょうか。

- **田中委員（環境省）** これは元々の構造がそうだったので、特に今は言葉を変えておりません。中身に応じてふさわしいものに変えれば良いと思います。
- **原科共同議長** 私は概念のレベルとしては違うと思うので、分けて見直した方が良いという意見でございます。
- **國島共同議長** 今のご質問と関係があるのですが、起草グループで文章をある程度審査をされて書かれた時に、英訳される用語をなんとなく思い浮かべながらお書きになったのですか。そこまではまだこれからの話だという感じですか。質問です。
- **田中委員（環境省）** 少なくとも私の頭では日本語だけで考えていました。
- **國島共同議長** 了解しました。ありがとうございます。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 今の原科共同議長のところですが、私も用語は作業でなくても構わないのですが、ここの目的はよく支援や目的、JICA の意思決定と言いますが、それは一体何か。それを明確にする必要はあるだろう。つまり定義の1つなのですが、特に JICA が担っている様々な役割の中での必要な定義。これをここに書いているので、それに合わせてよい言葉を、誰かが考えて頂ければいいのではないかと思います。
- **國島共同議長** ありがとうございます。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** アジア経済研究所の作本といいます。今松本委員がおっしゃったことにもかわるのですが、この中で実施主体、事業主体あるいは事業実施主体、配慮の主体。全部の用語が様々に書かれています。場合によっては相手国政府であり、場合によっては JICA であり、一番大きな言葉として、事業実施主体の責任という言葉があります。8 ページの上から 4 行目です。事業実施主体としての責任を JICA が負う。その上の行を見て頂くと JICA は実施主体であると書いてあります。少し遡って 6 ページにもまた、環境社会配慮の主体は相手国政府である。事業主体と配慮の主体がばらばらであって、しかも責任という言葉と、私が気になったのは補償という言葉まであります。これは明らかに法的な補償を求めることに対してヒントを与える言葉ですが、これは JICA 側の責任と相手国側の責任や立場というものは、やはり一度整理をしないと混乱しているのではないかという気がします。以上です。
- **國島共同議長** それをこうしたらいいという案を、8 月 15 日までに是非とも出して頂けますか。議長としてのお願いです。
- **作本委員** この場ですか。
- **國島共同議長** この場ではなく、8 月 15 日までに文書で、是非ここはこう直すべきということをお願いしたいと思います。他に何かございますか。どうぞ。
- **オブザーバー／三原氏** エムアンドワイ・コンサルタントの三原と申します。10 ページ③のところをちょうど提案させて頂いたのですが、1 月くらいの時でしょうか。まず環境管理システムと書いてありますが、この「管理」というのは英語で言いますとマネージメントとコントロールの両方になってしまうので、今は環境マネージメント・シス

テムというように言うのが一般的になっておりますので、ここはマネージメント・システムと言って頂きたいということが1つです。それから、書いてある内容が、前私が環境マネージメント・システムの支援を、このガイドラインの中に入れて頂きたいと申し上げた時に述べたことと少しずれているという感じがしますので、それでもう一度説明させて頂きたいと思います。この内容ですと、プロジェクトにJICAが直接関わっている段階での環境配慮というような形で受け止められます。

実際にプロジェクトが終わって、そのプロジェクトの施設等が動き出し、全部相手国の運営になってから、環境マネージメント・システムの考え方をに入れて、そこの活動が行われる。いわゆるPDCAサイクルで、環境配慮を行っていくという考え方を向こうができるような、そのような支援をしていくということが、JICAのプロジェクトの中にこれから入っていけば開発途上国においても、本当の意味での環境配慮の活動というものが進んでいく。JICAが作った色々な施設等が、環境に対して出来るだけ負荷を少なくするという考え方の下に、運営されていくということになると思いました。マネージメント・システムをしていけるように、相手国の人達に教育をするという部分を入れて頂きたいというように、実はお願い致しました。

- **國島共同議長** 是非それを、ここに入れるにふさわしい文章と用語を使って、出して頂きたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。他に何かございますか。どうぞ。
- **事務局 松浦（以下 松浦）** JICA無償資金協力の松浦です。8月15日に個々にはコメントを提出するというを前提で、少し余計なことかもしれませんが、8ページの「①社会的・制度的条件～」というところと、アセスメントはとぼして、10ページの「④国際人権等の尊重・遵守」、このあたりに関して、起草グループでどのような議論が行われて、このような文書になったのか、コンテキストが分からないとコメント申し上げようがないということで、もし時間がございましたら簡単にお願ひします。
- **國島共同議長** いかがですか。田中委員か松本委員。今のご質問に対して、答えられる範囲でどうぞ。
- **田中委員（環境省）** 少なくとも前回のドラフティンググループで、この部分について突き詰めて議論をしているわけではないのですが、少なくとも改定委員会の議論を踏えて、必要な要素を盛り込むというスタンスで作業をしました。それに加えてドラフティンググループで、さらに何か新しい議論をして、その内容を盛り込んでいるということではないと理解しております。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** ドラフティング・コミッティの中では改定委員会の議論のあと、ここに書くべきことを整理してほしいということは、小川委員から出されておりました。すなわちここは具体的に書いた方が、何を意図しているかが分かるだろうから、具体的な書きぶりをしたい。例えばというようなものを入れてみたり、あるいは整理として、最初に実はここに平和への配慮等も入っていたのですが、それは別にした

方がいだろうというような形で、改定委員会に出てきた平和配慮であるとか、人権への配慮、あるいは社会制度的な条件を考えるということ、ここに当てはまるように整理しなおしました。特に起草グループの中で、異論そのものはそこでは出ておりません。

- **國島共同議長** ということですが、よろしいですか。なんとなく釈然とされないような感じですが、私が今拝見した時に思いましたのは、各委員会の全文の議事録があるのですが、それについて JICA はどのくらいソフトの会社と契約されているか分かりませんが、いくつかクラス単位で議論を分けるところまで整理したものを私は見ているのですが、その中である回の委員会の時に相当な議論が色々な立場の人から出た、その時に出了た 1 つの塊の意見としては、このようなものが確かにあったと私は理解しております。他に何かございますか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 作本です。今の国際人権の話ですが、JICA の宣言の中で謳われることになれば、我々の理想でもありますから、それはありがたいことだと思います。ただし、やはり考え方が整理されていない、齟齬があるということは問題ではないかと思います。7 ページの②の (2) において、JICA が作業の中で確認する事項というものは、相手国の法体系ですとか、あるいは具体的な社会配慮を確保するためということが書いてあるのですが、やはり相手国の主権の基に援助を行っているということで、これは明らかに国内法、あるいは周辺に限られております。10 ページにおきましては、国際人権法の尊重、さらにもっと強い言葉で遵守と書いてあります。私は、尊重はすべきであって、日本がそこまで高めていく方向は好ましいと思うので、前にも賛成したとおりなのですが、相手国の国内法化が進んでいるかということを確認せずに、日本が一方向的に遵守するとかで一遍に走るということでは、相手国政府との了解は取れませんし、誤解の元になると思います。私は日本として出来るだけ高めるという意味で、尊重というくらいのレベルに留めておいた方が好ましいのではないかと思います。以上です。
- **國島共同議長** はい。ありがとうございます。ちょうど 1 時間くらい経ったのですが、もう 1 つ 4 番だけ進んで、それで休憩にしましょうか。ちょうど 90 分経ったようですので 10 分間休憩して、それから進めたいと思います。それでは 11 時 10 分まで休憩させていただきます。

-----◇-----  
**休憩 11 : 00 ~ 11 : 10 (10 分間)**

- **國島共同議長** それでは 11 時 10 分になりましたので、議事を再開したいと思います。よろしくお願ひ致します。今日のお約束の時間は 12 時 30 分までなので、今日お配りしました資料全般については、さらいたいと思います。文章を読みながら進みますのは、この骨子案のあと数ページのところを終えたら、少し違ったやり方で構成と内容を進めさせて頂きたいと思います。それでは「4.我が国政府等に求められる取組」というところからです。

- ・ JICA の環境社会配慮に関わる作業が適切に行われるためには、各協力スキームの全体において、関係主体により環境社会配慮が勘案される必要がある。
  - ・ これらの内容については、相手国の意識向上及び相手国からの JICA 事業への適切な対応を促すため、明文化して相手国側にも周知されることが望ましい。
- ① プロジェクト形成段階
- ・ プロジェクト形成段階から、環境社会影響が検討されていること。
- ② 要請段階
- ・ 要請の段階で、環境社会配慮に関して適切に判断できる資料があることが、案件採択の可否の判断や、協力事業の内容の検討を行うために極めて重要であること。このため、政府においては、要請を受け付ける際は、環境社会面の情報を添付するよう相手国に求めることが期待されること。
  - ・ 必要な情報については、標準的な項目を予め示すことが、情報収集においても、相手国の意識を高めるためにも効果的であり、要請時に次に掲げる事項が記載された書類が添付されていることが必要であること。
    - 事業の必要性
    - 事業の必要性の把握方法
    - 事業が実施される地域の経済・社会状況（特に生業形態、民族構成など）
    - 事業地域の自然環境（国立公園、マングローブ林など）
    - 予測される環境社会影響
    - 事業の必要性や環境社会影響を把握する段階での住民への情報提供や住民との協議の状況
    - 今後の住民との協議計画
    - 代替案の検討結果もしくは今後の検討計画
    - 当該国の環境アセスメント制度上遵守する事項
      - ・ 当該国における環境アセスメントの根拠となる法令
      - ・ IEE や EIA の必要性の有無
        - (a) 不用、(b) IEE のみ必要、(c) IEE と EIA が必要、(d) EIA のみ必要
    - IEE 及び／または EIA の実施状況・計画
    - IEE 及び／または EIA が実施済みの場合は要請とともに報告書を添付すること
    - IEE 及び／または EIA を実施予定の場合は予算措置と計画について
- ③ 審査・採択段階
- ・ 採択の審査に当たり、環境社会配慮の見通しについても検討が行われるべきこと。その際、JICA が環境社会配慮に関し提出する意見が十分勘案されるべきこと。
  - ・ 環境社会配慮についての情報が不足している要請については、途上国政府への追加情報提出依頼や、JICA による予備的な調査などにより、必要な情報が確保される

べきこと。

- ・要請内容に対して環境社会配慮の熟度が不足しているものについては、要請内容の変更も含めた検討が行われるべきこと（無償資金協力の要請を、開発調査に変更するなど）。
- ・環境社会配慮が適切に行われる見通しがなく、事業が環境・社会に望ましくない影響を与えると考えられる場合は、採択すべきでないこと。

④ 事業実施段階

- ・必要に応じ、調査内容の変更など、案件内容の見直しが柔軟に行われるべきであること。
- ・事業実施の過程で環境社会配慮が確保される見通しが極めて低いことが明らかになった場合、対象プロジェクトの大幅変更や協力事業の中止を含めた抜本的な見直しを行うべきであること。

⑤ 環境社会配慮の能力向上

- ・関係府省の ODA 担当者や在外公館の ODA 担当職員が、環境社会配慮能力の重要性と JICA ガイドライン等による環境社会配慮の具体的取組について理解を深めるよう、研修等（外務研修での対応、無償実務者会議での説明、パンフレット等の作成配布）を積極的に行うべきである。

⑥ 無償資金協力等のガイドライン

- ・無償資金協力（JICA 業務部分以外）についても、今回作成しようとする JICA の環境社会配慮ガイドライン及び JBIC 環境社会配慮ガイドラインを参考として、外務省において適切な環境社会配慮ガイドライン等が整備され、実施されることが望ましい。

⑦ 他の関連機関による本ガイドラインの活用等

- ・JICA の開発調査に類似した事業を行っている機関（JETRO 等）は、JICA の環境社会配慮ガイドラインと同様のガイドラインを作成するか、又は、JICA ガイドラインを準用すべきである。

ということで、起草グループの案になっております。何かご質問やご意見はございますか。河野委員、どうぞ。

- **河野委員** 議長のお許しが得られれば、4ではなくもう1つ前のところの質問をしてもよろしいでしょうか。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **河野委員** すみません。休憩前の話で恐縮なのですが、9ページの上半分に「特に、紛争国・紛争地域や軍事政権下における協力事業については～」というところなのですが、起草グループの議論の中で、どのような議論があったのか確認しておきたいと思いました。紛争国・紛争地域というものは、なんとなくイメージがわくのですが、片や軍事政権と言った場合、これはどのようなものを通してイメージされているのか。新聞や普通

の会話の中で「軍事政権」という言い方はしますが、一定の公的事業を行う場合に何が軍事政権であるのかという神学論争が起こるのではないかとすることが若干心配です。政権の呼び方よりも、例えば政治的自由が制限されたような状況の国、これも実際に認定するのは難しいと思いますが、このあたりの概念を、整理した方がいいのではないかという気がします。起草グループの段階で、どのようなことをイメージしてこのような言葉を使われているのか、教えて頂ければと思います。

- **國島共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 起草グループでは、そこは全く議論はありませんでした。これは上部を受けておりまして、その前の社会的・制度的条件により影響を受けるというところが、いわば今河野委員がおっしゃったような一般的な記述の仕方、特に配慮が必要であろうというところとして、紛争国・紛争地域・軍事政権下というものが書いてあります。軍事政権とは何かということについての、おっしゃったような神学論争というものは、起草グループでは全く行われておりません。
- **國島共同議長** ということです。よろしいですか。では、こちらの4についてご質問ございますか。よろしいですか。それでは、富本委員どうぞ。
- **事務局 富本 (以下 富本)** JICA の富本でございます。まず起草グループの努力については、大変敬意を表したいと思います。大変ありがとうございました。そして「4. 我が国政府等に求められる取組」につきましても、改定委員会の中で必ずしも十分に議論されたわけではないような気も致します。そういった中で、これだけの文章が出来たということは、1つには起草グループの方のご努力だと思います。それと同時に私自身が前々から申し上げているとおり、JICA と JBIC がこのガイドラインを整備したところで、基本的には政府側がしっかりとした枠組みや考え方がないと、実施機関だけに皺寄せがくるということもございます。バランスを取るという意味では、確かにJICA のガイドライン改定委員会でございますが、政府に対する取り組みということも、ある程度きめ細かく組み込んでいいのではないかという気が致しました。

例えばここでは、要請書の中にどのようなものが必要であるかという細かいことも必要なのですが、まずは ODA 大綱や地域政策の中で書かれていることが、具体的にどのように確保されるのかという、まず理念のあたりから入り込む必要があるのではないかと。これは意見になります。それから、特に各省庁が行っている技術協力プロジェクト・開発調査に類するものについて、このガイドラインを準用するのがいいという表現の仕方があるのですが、これもより詳細に書いた方がいいのではないかとすることもございますし、無償資金協力だけガイドラインを適用するのではなく、開発調査はどうするのかといういくつかの点があります。私としても文書を出したいと思うのですが、まずこの4について起草グループの中で、どのようなご意見の交換があったのか。

特に1ページのところに、『適切な環境社会配慮を行うことを、1999年8月に発表された「政府開発援助に関する中期政策」で示した』とか、あるいはその後『環境社会

配慮を強化する政府の方針、情報公開等の動きに対応する』と書いてあるのですが、このようなことは実は、このガイドライン改定委員会に非常に重要な要素だと思うのですが、そういった取り組みについて、この改定委員会ではどのように評価しているのか。政府の対応として、十分であるのか。さらに各省庁に対する何らかのガイドラインというのは必要であるのか、必要でないのか。そのようなところを評価した上で、政府に求められる取り組みというものを書かれた方がいいのではないかと私は思っております。そういったことが起草グループの中でご議論されたのかどうか。それを教えてください。

- **國島共同議長** 質問ですか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 起草グループを代表しているような気がしてよくないのですが、起草グループの中でかなり厚めに議論したのは、やはり要請のところと意思決定に対する反映というところの2点くらいです。それ以外について、さらに詳細な議論が行われたということはありません。正直申し上げて、前回の委員会から今回まで2回委員会を開きましたが、2回でグループの会合は12時間。おおよそ環境省のこの起草がさらに相当時間を取っていると思いますが、しかしその範囲で出来たのは、かなり手続きに絞られているということをまずご理解頂きたいと思います。
- **國島共同議長** 何かございますか。
- **富本** これは意見になるのですが、先程の人権等の問題も含めて、JICAとJBICだけが遵守すればいいのか。基本的には政府の基本政策に関係してくるのではないかと思います。そういったものをJICAのガイドラインだけに書いて、あとはこれを準用しなさいという言い方がいいのか、基本的に整理しておく必要があるだろう。要するに改定委員会の最終目的としては、そういったものがODA全体として確保されることが非常に重要ではないかと思います。その中でJICAは色々な事業をしているから、まずそのところを1つ1つ細かく詰めていこうというのは、方法論として正しいと思うのですが、それが全てをカバーすることには必ずしも繋がらないのではないかと思います。理念の中でまとめていく必要があるのではないかというのが、私の意見です。
- **國島共同議長** 共同議長の役目を仰せつかっておりますから、最終的な内容についてどうかということをおし上げる気はありません。しかし、JICAが今の範囲で出来ることは、こうだからそうしなさいという書き方でいくか、初版のことを考えて、これはやるべきことだから是非やりなさいということでは、かなり書くトーンが違ってくると思います。私としては、このような委員の構成を集めたということは、出来ることを書くのではなく、やるべきことを書くべきだ。しかしそれは色々議論がありますから、我々が出した報告書そのものをJICAの方が実際にご自分でガイドラインを使う時に丸呑みにして全部出来るとは、それは全部出来れば素晴らしいことですが、それはなかなか難しいだろうというようなことを、私としては出すのが本来の目的で進んできたのではないかと思っております。ですから今富本さんがおっしゃったご心配等は、8月15日までのご意見で言って頂くのも結構ですし、その後のガイドラインを受け取った後、この委

員会を離れて改めて JICA 側で実際のガイドラインを作られる時に、それなりに考慮してもう一回見せて頂く。それでいいのではないかと考えております。はい、どうぞ。

- **山崎委員** 若干細かい議論になるかもしれませんが、「④事業実施段階」というところで2つの点がありまして、その2つめの「環境社会配慮が確保される見通しが極めて低い」という条件で、まさに今議論しているガイドラインに照らし合わせて、事業が実行出来ないということが記載されております。内容がこれで十分かは分かりませんが、その上のところには「必要に応じ、調査内容の変更など、案件の内容の見直しが柔軟に行われるべきである」とありますが、何故ここに書いてあるのかが理解出来ません。何か条件がついていないとあまりに一般化しすぎていると思います。一般論で考えてしまうと、案件そのものの採択がどうかということにまで係ってくるのではないかと思います。
- **國島共同議長** ご意見ですか、ご質問ですか。
- **山崎委員** 意味合いが何か限定されているのであれば書いて頂きたいですし、一般論であるのであれば、ここにはふさわしくないのではないかと思います。
- **國島共同議長** なるほど。1つめの点がということですね。何か起草グループでありますか。質問ではないので、状況を気楽にご説明頂ければと思います。
- **田中委員（環境省）** 一般論として、柔軟なということではないと思いますし、もちろん「必要な場合に」という中にどのような場合が必要かという議論なのかもしれませんので、きちんとここは書くべきということであれば、それはそのようなご提案を頂いた方がいいと思います。
- **原科共同議長** よろしいですか。今のところでぼんやりとした印象を受けるのは、おそらく11ページのタイトルは「我が国政府等に求められる取組」ですが、その政府というのは具体的にどこが対象なのかが明示されておられません。だからよく分からなくなる感じなのです。ここの文章も冒頭2行目に、「関係主体により環境社会配慮が勘案される必要がある」という表現です。これはもう少し特定化して、外務省や事業関連の具体的な省庁名等を少し挙げて示す。そうしないと漠然としています。特に外務省との関係は大きいと思いますので、そのあたりはきちんと書いた方がいいと思います。
- **國島共同議長** はい、松本委員どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 今の点は若干のリスクを伴ってありまして、実は日本政府の中でどのような意思決定をされているのかということは、詳しくはここで議論されていないと思います。従って外務省と書くことによって、経済産業省の役割を我々は無視するわけにもいきませんし、農水省がどのような役割を担っているのか、なかなかブラックゾーンだと思います。従って「我が国政府」という言葉を使うことによって、関係している官庁全てがこの中に入ってくるという意味では、我々が「我が国政府」としたのには若干の理由があります。
- **原科共同議長** 情報は多様にありますが、少々これですとどうでしょうか。ここしかないというのではなく、こことプラスアルファという表現でもいいと思います。もう少し

具体的な形がいいと思います。

- **國島共同議長** どうぞ。
- **山田委員** 私も最初は原科共同議長と同じでした。この章だけは他の章とステータスが違うわけです。他は JICA に対してであり、ここだけその他になっています。そこは分かりますし、外務省と書いてしまうと他の役所の役割をどうするのが難しいという松本委員のご意見もよく分かりました。ただ外部から読むとこの章は、最初の数行と下の①、②の関係が分かりにくいということはあると思います。具体的な案を出してみたいと思うのですが、関係主体を外務省と書くかどうかは別として、①の「検討されていること」という部分は上の 2 つの点とどう繋がるのかがよく分かりません。他方で②要請段階のところは相手国への要求が細かすぎて、これを日本政府が要求することは簡単なのですが、相手側からこんな立派なものが出てくることはなかなか難しいと前々から申し上げている通りです。しかし、具体的にどうするかという具体的な対案は出したいと思います。
- **國島共同議長** はい、分かりました。他に何かご質問やご意見はございますか。松本委員、どうぞ。
- **松本委員 (FoE Japan)** 私は先程の富本委員の意見に非常に賛成なのですが、やはり ODA 全体の環境社会配慮を進めていく上では、この JICA のガイドラインだけでは不十分なところがたくさんあると思っていて、先程おっしゃったような開発調査における経済産業省が開発調査に関わっているという事例を、この委員会で共有されたと思います。確かにそのような部分が抜けておりますので、そこは少し補足した方がいいのではないかと考えているということと、ODA 全体の中でももう少し透明性やアカウンタビリティを高めていくというような大きな枠。私は情報公開のところで、仮に日本政府が JICA の提案に沿わないような判断をした場合に、その説明責任はきちんと果たして欲しい。日本政府の説明責任について、あるいは外務省の説明責任についての情報公開のところを提案させて頂いたわけですが、そういったところに関しても、今この中だけでは十分反映されていないところもあると思いますので、そういった点についてはもう少しきちんと書き込んでいく必要があるのかと思います。
- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございます。どうぞ。
- **オブザーバー／今井氏** 国際協力専門員の今井です。11 ページ②の要請段階ですが、要請段階のここで重要だと思われるのは、日本側がこの段階で先方に、どのような情報を求めるのか、という点に関する基本的な考え方を反映することであると思います。同時にその後の色々な環境社会配慮調査であるとか、いわゆるその後の段階の調査全体がグッドスタートになるための非常に重要な第一歩だと思います。そのような点で少し気になるところがございますので、出来れば委員会でどのようなご議論がされたのか、少々お伺いしたいと思います。細かくなって申し訳ないのですが、例えばということで 3 つ申し上げます。「・事業の必要性」これは結構です。

2番目の「・事業の必要性の把握方法」ということで方法を問う点です。これは方法を問うことに問題があるのではなく、どのような事業の必要性があるのかという相手国の考え方、あるいはどのようなことに影響して、このような必要性を展開しているのかというのが重要なのではないか。方法が問題になっているのではないのではないかと思います。

その次の「・事業が実施される地域の経済・社会状況」で、これも重要だと思います。ただシンプルな疑問なのですが、事業が実施される地域だけではなく、影響を受ける地域というのは当然お考えになっていると思いますので、そのあたりの考えがきちんと入るような表現が必要なのではないか。例えばダムを作った時の下流の問題です。要するに影響地域という言葉を入れる必要があると思います。

引き続き4番目の「・事業地域の自然環境」。自然環境が重要なのは分かるのですが、自然環境だけに特化するのはいかがでしょうかと思います。むしろ事業地域の環境特性、その中で特に自然環境が重要であるというようなメリハリを付けた方がいいのではないかと思います。これはまた後で文書によって、コメントを出したいと思います。

- **國島共同議長** ありがとうございます。富本委員、どうぞ。
- **富本** JICAの富本でございます。先程の松本委員（FoE Japan）のご意見の中に、JETROという言葉が出ましたが、実はこういう開発調査に関連するような案件を行っているのはJETROだけとは限りません。実は国土交通省に関して言えば、国健協や海外運輸協力協会、農林省は海外農業開発協会、総務省も実は海外通信コンサルティングがございまして、意外とそのようなところが各省庁から予算や補助金をもらって、案件を発掘しています。その段階でこのガイドラインの留意点等を十分いれていけば、相当いい案件が出てくると思うのですが、予算も少ないということもあるかもしれませんが、必ずしも十分でない。そのようなものが政治的・外交的に重要な案件として挙がってくる可能性がある時に、その段階から少し監督・検討していく必要があるのではないかと思います。これも私の意見に入れますが、先程の「どの省庁が」ということは、政府全体ということかもしれませんし、その中で外務省が包括的な役割を持っておりますので、非常に重要なのですが、そのような目配りをする必要があると思います。以上です。
- **國島共同議長** はい。分かりました。
- **原科共同議長** 今の件で、そうするとリストみたいなものを、付属資料として出して頂くといいのではないのでしょうか。そういったおっしゃる概念は、具体的にこうだと分かるようにして頂くといいと思います。
- **國島共同議長** 田中委員、どうぞ。
- **田中委員（国際協力専門員）** JICA専門員の田中です。この「我が国政府等に求められる取組」の中で、私は一番重要だと思っているところは、前から申し上げておりますように、要請段階のところをどう要請書の中に相手国に書き込んで頂いて、それを基にカテゴリ分類が出来るか。ここが非常に重要であると思いますので、もちろん文章の書

き方については、今後直される部分があるかと思いますが、この要請段階についての提言は、非常に尊重していくべきだと思います。もし何かありましたら、私も文書でまた出させて頂きたいと思います。

-----◇-----

○ **國島共同議長** 是非そうして下さい。ありがとうございます。では、先に行きます。5は鈴木さんからお願いします。

○ **鈴木** はい。5. 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容

#### 5.1 基本的なあり方

##### ① ガイドラインの体系の整備

- ・環境社会配慮ガイドラインは、共通の方針に基づき、開発調査、無償資金協力及び技術協力プロジェクトを包括したものを作成する。
- ・環境社会配慮ガイドラインから、関連の技術的基準等まで、環境社会配慮に関する体系がまとめられるべきである。
- ・環境社会配慮ガイドラインは、各事業形態について具体的な環境社会配慮の手続を示す必要がある。
- ・環境社会配慮の手続き部分については、各スキームにより内容が異なるため、スキーム毎に記述することが必要である。

##### ② ガイドラインの内容について

- ・環境社会配慮ガイドラインにおいては、全てのスキームの対象プロジェクトについて、その事業特性と地域特性に応じて、統一したカテゴリ分類方法を示すとともに、カテゴリ分類に応じた必要な環境社会配慮のあり方と支援内容を示す。
- ・これまで様々な国や国際社会で培われてきた、環境社会配慮に関する経験や成果を取り入れて作成すべきである。
- ・なるべく具体的に、方針、手続き、基準を示すべきである。(ただし、これまでに国際的に基準等が策定されており、これに言及することが適切な場合はそのようにする。)
- ・相手国政府に義務付けることは困難であるが、勧奨することが望ましいことについては、環境社会配慮ガイドラインの中でグッドプラクティスとして示すべきである。

##### ③ ガイドラインの法的位置づけ

- ・環境社会配慮ガイドラインは、JICA の業務を広範に律するものであることから、その適切な実施を確保するため、JICA の運営に関する制度の中に明確に位置づけられることが必要である。JBIC の環境社会配慮ガイドラインについては、国際協力銀行法に基づく省令「国際協力銀行の業務方法書の記載事項に関する命令」において、「環境配慮その他業務に関し必要な事項」を業務方法書に記載するよう明示的に定めている。これに従って、業務方法書では「本行は、別に定める環境配慮のためのガイドラインを指針とし、業務運営を行う」と規定されている。以上の JBIC

に関する規定を参考として、所管省及び JICA により、環境社会配慮ガイドラインについても適切な法的位置づけが与えられることが期待される。

## 5.2 構成と内容

- ・ガイドラインは、別添の構成と内容を基本として作成することが適当である。
- ・別添の「JICA 環境社会配慮ガイドラインの構成と内容」は、適切な環境社会配慮を確保するため、現時点で考えられる望ましい姿を示したものである。JICA においては、この趣旨を踏まえ、この内容を最大限実施することを要請する。
- ・ここで示した環境社会配慮の実現のためには、直接の環境社会配慮の仕組みにとどまらず、協力事業全体の実施のあり方、JICA の組織・運営も含めて、必要な見なおしが必要である。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございました。今の 5 について、何かご質問はございますか。どうぞ。
- **原科共同議長** 5 のところで、先程「EC.14/3」が具体的な内容だということをおっしゃっていましたが、これをリファアするような記述があってもいいのではないのでしょうか。構成としては、骨子を出してその後につけるという表現なのですか。中に入れてしまうのですか。
- **田中委員（環境省）** 14 ページの一番上のところで、別添の構成と内容を基本として書いてあります。
- **國島共同議長** はい、どうぞ。
- **オブザーバー／今井氏** 国際協力専門員の今井です。少し細かいのですが、ガイドラインの内容について、クラリフィケーションをお願いしたいと思います。13 ページ「5.1」②の 3 番目の点ですが、「なるべく具体的に、方針、手続き」とここまでは分かるのですが、「基準を示すべきである。(ただし、これまでに国際的に基準等が策定されており、これに言及することが適切な場合はそのようにする。)」この基準というのは、どのような基準を想定されているのでしょうか。
- **國島共同議長** というご質問ですが、何かお答え出来る範囲でお願いします。
- **田中委員（環境省）** ガイドライン案の中でも、これに従って方針、手続き、基準について、8 ページで環境社会配慮確認の基準というように記述をすることを念頭に、これを書いてあると思います。ここでは確かに国際基準等を引用しているので、括弧書きと本文との関係というのはもちろんあると思うのですが、イメージしているのはガイドライン案で記述している基準です。
- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございました。澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** 同じくガイドラインの内容についての 13 ページの最後の点で、ガイドラインの中でグッドプラクティスとして示すべきであるということなのですが、指針をきちんと示すということと、グッドプラクティス（事例集を整理する）ということは、性格の異なることだと思いますし、途上国に提示した時にグッドプラクティスをここに付け

ることによって、必要以上にハードルを高くしてしまうといいですか、ここまでしなければならぬのかと思わせるケースが多々ありまして、もし事例集ということで整理するのであれば、別の取り扱いの方がいいような気がします。ここの考え方については、どのような議論になっているのでしょうか。

- **國島共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 特にはないのですが、実はグッドプラクティスを示していないという問題はあるまして、その後にグッドプラクティスを書いていないので、この文言は確かにいかなものかと思えます。
- **國島共同議長** ということです。ご指摘ありがとうございます。これは検討事項ですね。はい、どうぞ。
- **事務局 岡崎** 社会開発調査部の岡崎です。今井専門員から質問があったところをもう一度教えて頂きたいのですが、①の 2 つめの点で「関連の技術的基準等まで」、あるいは②の「なるべく具体的に、方針、手続き、基準を示すべきである」という「基準」というものは、どの程度のものかということは、私は先程のお話ではよく分からなかったのですが、どのようなところまでを踏まえるという基準かということをお話して頂きたいという質問でございます。
- **田中委員（環境省）** 今おっしゃっているのは、①の 2 つめの「技術的基準」ということに言及があったのではないかと思います。多分これは言葉がいいかどうかは別にして、②とはまた違うのではないかと私は理解しております。①はガイドラインを実施するために、JICA の中で様々な関連のガイドラインまたは指針を、きちんと体系的にまとめるという話だと理解しております。それが基準と記述するのがおかしいのかもしれませんが、そこは適切な表現をすればいいと思います。②はまさにガイドラインの 8 ページに書いてあるような判断をする際に、具体的に何を対象として見ていくかという物差し、判断のための基準的なことで、それをどこまで見ていくかとか、それをどこまでガイドラインに具体的に書くかということについては、みなさんの意見が少し違うという気がしますので、それは基準とは何かというよりも、基準というものをイメージするとして、どこまで具体的に書いていくかという形で議論された方がいいのではないかと思います。
- **國島共同議長** 分かりました。ありがとうございます。どうぞ。
- **氏家委員** ECFA の氏家です。私も起草グループの委員と致しましてご説明いたしますが、ここの議論は確か、13 ページ①「関連の技術的基準」ですが、ここはイメージとして現行の 20 セクターのガイドライン。その中に色々配慮すべき事項が書かれているわけですが、その 20 セクターのガイドラインも含めて、この環境社会配慮ガイドラインの体系をこれから考えなくてはならないのですが、それをイメージしていると理解しております。それから②のガイドラインの内容に書かれている基準につきましては、「EC.14/3」の 29 ページに別紙 3 として、「参照すべき国際基準・条約・宣言等の代表

例」というものが挙がっておりますが、このような基準が基準と言えるかどうかは分かりませんが、このような条例などに書かれている内容ですとか概念、それを参照しながら環境社会配慮を進めていこうという意味での基準かと理解しております。

- 國島共同議長 ありがとうございます。
- 原科共同議長 今のところ（技術的基準）というのは、むしろ技術指針のような表現の方が、内容的にはいいのではないですか。そのように言葉を変えれば分かると思います。
- 氏家委員 そのとおりです。

-----◇-----

- 國島共同議長 では5はこれくらいにして、6に進みます。

## 6. 環境社会配慮ガイドラインの適切な実施・遵守の確保

### 6.1 ガイドラインの周知徹底

・JICAは、環境社会配慮ガイドラインが協力事業の対象国及び日本国内の関係者に広く理解されるよう、周知徹底の努力を行うことが必要である。具体的には、日本語及び英語の資料のホームページへの掲載、主要な援助対象国での現地公用語への翻訳や配布、関心を持つ NGO、専門家、企業（現地コンサルタント）等を対象にしたセミナー等の開催が考えられる。

### 6.2 JICAの実施体制等

#### ① 事業実施部局における体制整備

- ・第一義的に、環境社会配慮の作業を行う事業実施部局において、十分な体制整備が行われることが必要である。
- ・在外事務所においても、環境社会配慮のための体制と人員配置が確立されることが必要である。
- ・調査業務の適切かつ効率的な推進を図るために設けられている作業監理委員会について、JICAの環境社会配慮作業全体の中で適切な役割を果たすよう見なおしが必要である。

#### ② 環境社会配慮の審査部局の設置等

- ・JICAは、事業実施部局が行う環境社会配慮の作業を、専門的な立場から審査し、必要な意見を述べるため、環境審査を担当する部署（環境社会審査室：仮称）を設置すべきである。
- ・（環境社会審査室の機能について、審査、案件へのアドバイス、遵守確保をどのように持たせるか。また、審査室の権限として、事業部局への意見提出にとどまるか、環境社会配慮に関する最終権限を持つのか。要整理）
- ・JICAは、環境社会配慮の重要性とその確保を内部的に担保するため、役員レベルの環境審査担当者を置き、環境社会審査室をこの者の下に置くことが望ましい。
- ・JICAは、特に環境社会配慮が必要な案件について、外部有識者の意見を聞く体制を作ることが望ましい。

#### ③ 適正な調査団員の選定・活用

- 開発調査や無償資金協力事業においては、JICA により選定されたコンサルタントが調査を形成する。
- 適切な環境社会配慮の実施に当たっては、適正なコンサルタントの選定が重要であることから、業務委託に際しては、当該協力事業で必要とされる専門分野（社会配慮、公害問題、自然環境問題）に応じた要員が構成される必要がある。特に、環境分野と社会分野の違い、環境分野においても公害分野と自然環境分野の専門性の違いを踏まえ、各専門分野について十分な対応が行われるよう複数の要員を配置されること等が必要である。
- 調査団において環境社会配慮調査の実施及び取りまとめは環境社会配慮に係る団員が担当するが、調査全体の総括を担うチームリーダーにおいても、十分に環境社会配慮に取り組むことが求められる。そこで JICA は、十分な環境社会配慮が求められる開発調査のコンサルタントを選定するに当たっては、環境社会配慮への対応能力について十分に考慮する必要がある。
- JICA は、コンサルタントが環境社会配慮を積極的に実施するよう、業務指示書において、事前調査で明らかになった重点事項や、情報公開・住民参加を含む環境社会配慮に係る必要となる作業項目を適切に盛りこむとともに、それに要する十分な調査期間と投入人月量を確保する必要がある。
- JICA は、調査の進行過程において明らかになる環境社会配慮上の問題、新たに必要となる情報公開・住民参加に適切に対応するため、コンサルタントとの契約においても、柔軟に対応する必要がある。
- JICA は、開発調査において事前調査に関わった調査団員が本格調査のスコーピングなど本格調査へ参画することができる仕組みに変更することについて検討を行う必要がある。

#### ④その他

- JICA 本部と在外事務所の職員（環境社会配慮に携わる職員に加え、協力事業や情報公開に携わる職員を含む）、また、JICA の協力事業を実施するコンサルタントや専門家が環境社会配慮ガイドラインによる環境社会配慮の取組について十分に理解するよう研修等を行うことが必要である。
- JICA は、環境社会配慮ガイドラインの実施における、これまで作成した課題別指針やガイドラインに準じる文書類の環境社会配慮関係の内容の具体的取扱いについて整理し、具体的に示すことが必要である。
- JICA は、JICA 職員及びコンサルタントが、ガイドラインに沿って業務を適正に実施できるよう、現行の事前調査用のセクター別ガイドラインの見なおしも含めて、必要な技術的資料を整備すべきである。これらの資料は、JICA の協力事業の透明性を高めるとともに、被援助国の意識向上及び JICA 事業への理解向上のため、公開すべきである。

### 6.3 実施の遵守確保

- JICA は、環境社会配慮ガイドラインに示された方針や手続を適切に実施し、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保しなければならない。
- 遵守を確保するための措置として、JICA は、環境社会配慮ガイドラインの不遵守に関する異議申立てを受け付けて、必要な調査等の措置を行うための体制を作るべきである。
- 異議申立てに関しては、開発調査のように JICA の協力事業そのものによっては具体的影響が生じることは想定しにくい一方、JICA 協力事業の成果が将来事業化された時に、影響が生じる可能性があるという JICA 事業の特性を念頭において有効な仕組みを作る必要がある。
- 具体的な異議申立ての仕組みについては、JICA において、幅広い関係者の意見を聞いて検討を行い、環境社会配慮ガイドライン本体の施行に併せて実施すべきである。
- また、セクター別ガイドライン等本ガイドライン制定以前に実施された JICA 事業の環境社会配慮に係る遵守の問題について、その対応のあり方を検討すべきである。

ということで、骨子案最後の 6 ですが、何かご質問はございますか。松本委員、どうぞ。

- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 16 ページ「④その他」の少し上にある点です。ここは起草グループでの議論として私の理解では、現在事前調査に加わった団員が、本格調査に加われない設計になっておりますが、競争の問題、公正さを確保するという意味では、それは非常に正当なやり方である。しかしスコーピングの段階で、事前調査の経験が生かされないのはやはり援助効果・効率性の問題からいくと、ふさわしくないのではないか。ここで本格調査に参加するというように線が引いてあり（付け足してあり）、私の理解では、基本的にスコーピングにある程度限定した形で、本格調査への参加という議論だったというように理解をしております。
- **國島共同議長** ありがとうございます。森嶋委員、どうぞ。
- **森嶋委員** 森嶋でございます。JICA 側への質問なのですが、10 月 1 日から独立法人になれるわけで、法律も成立し、色々な取り組みが進んでいると思います。ここで体制のことや、組織のことに触れていると思いますが、すでにここでの議論を踏まえて、そのようなことも織り込んで何らかの準備をなされているのか。ここで書いたものがそのまま当てはまるのか。そのあたりを JICA 側からお聞きしたいと思います。
- **國島共同議長** 深田委員、どうぞ。
- **深田** ご指摘のとおりで、10 月 1 日からの独法化に向けて一番大きな作業は、いわゆる独法化の基本的な枠組みを決める政府としての中期目標。これは JICA の最初の独立行政法人としての中期目標期間というものが定められております。これは 10 月 1 日から 3 年半になっております。その間、政府サイドから独立行政法人の JICA として、このような取り組みをなささいという基本方針を示す文書が中期目標なのです。ここに JICA として取り組む内容が 2 本柱であり、1 つは効率化という観点からこのようなところを節約して事業をなささいということ。2 つめは事業の中身の話であって、このようなところを改善して、効果的な事業をなささいということです。これが中期目標です。

これを踏まえて中期計画というものを、JICA 自身が作成をして外務省に提出して、監督省である外務省の認可を受ける。その過程で外務省は、関係省と協議を行って認可を行うというプロセスで、まさに中期目標・中期計画の案をほぼ固めつつある。その過程で中期計画の事業の改善の内容をより担保するために、組織の改善を行わなければならない。

そのようなことで今、組織のあり方をどうするかという検討も行ってあります。環境社会配慮ガイドラインとの関係で申し上げれば、中期目標・中期計画においてきちんとメンションをして、それに従って事業をしなさい、JICA はやりますということは書くことで決まっております。それから、主務省令を受けた JICA の業務方法書にも、きちんとメンションをするということも決定しております。他方組織について、今最終段階で色々考えているのですが、ここに書いてあるような基本的なユニットを作るというところまでは決定しているのですが、問題はそのユニットに、まさにこの括弧書きにあったような、どこまで権限を与えるのか。審査をして、その事業に対して Go だ、Stop だという最終審査権限まで与えるのかというところを議論しなければならないのと、それから環境審査ユニットを一体誰の直接的な管轄に置くかということ。今なら私のいる企画・評価部長の下に環境女性課があるわけですが、同じような環境審査ユニットを企画・評価部に置くのか、あるいはここに書いてあるようなもう少し役員直轄というところに置くのかということ、これから組織の中で整理していくということでございます。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございます。ご質問があれば受付致します。どうぞ。
- **田中委員（国際協力専門員）** 田中です。今のご意見の関連で、15 ページ「②環境社会配慮の審査部局の設置等」の 2 つめと 3 つめで、3 つめは「望ましい」という書き方になっていて、2 つめは「要整理」になっておりますが、このあたりどのような議論が起草グループであったか、そのあたりを教えてくださいと思います。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 私は、括弧は付かないと思っていたので、どのような議論だったのでしょうか。私は審査機能については権限を持つという理解だったのですが、私の理解はそうなので、もし田中委員からあればお願いします。
- **田中委員（環境省）** すみません。ドラフティング委員会の第 1 回の時は、私が出張中だったもので、ここの議論は把握していないのですが、少なくとも議事録を読んで、改定委員会の議論を拝見している限りでは、審査部局の責任というのが根っこのところから生じてしまうのか、そうではなく原処分主義という形で事業部局からまず第一次的な責任があつて、それを後ろで注意して見ているという役割にあるのか。ですから、言葉は遵守手続きの対象となる処分性の捉え方にも、リンクしているのではないかと思います。それでこの委員会でも 2 つのご議論があつて、それは審査部局がどのように関わることかということと、非常にパラレルな関係だと思えます。そのような極めて実務というよりは、整理の問題ではないかと思います。そのような問題を、果たして提言の中に踏

み込んで書く必要があるのかという、私としては疑問です。改定委員会の議論は、少なくともそのようなことだったのではないかという理解はしております。

- **國島共同議長** ということです。他に何かご質問はございますか。どうぞ。
- **松浦** JICA 無償資金協力部の松浦です。今の件に関連して、提言案は全体に JICA の内部のことをいじりすぎているのではないか。内ゲバ的な発言ですが、事前調査に行ったものが、本格調査に参加するとかしないとかではなく、大事なことはきちんとした調査のサブスタンスが、本格調査に反映されるかということで（事前調査に関わった調査団員が本格調査に参加できる仕組みとまでいうと、調査団員の A さんがいいからということにもなりかねない。そのような意味では、透明性のない選考にもなることですし、書きたい項目として文句はないのですが、一部そのようなところについては、場合によれば改定委員会としての意見がある部分と、反改定委員会という内ゲバ的な要素も随分書き込んでいるのかなという気がしないでもない。やはりもう少し結果として、このようにところを担保しろと絞って頂いた方が、かえってこのような実施体制・遵守の確保についてスムーズな議論がこの後出来るのではないかと思います。
- **國島共同議長** ご意見ですか、ご質問ですか。
- **松浦** 意見です。
- **國島共同議長** はい、結構です。ありがとうございました。他にどうですか。富本さん、どうぞ。
- **富本** JICA の富本でございます。15 ページ①の 3 つめの点で作業監理委員会については、適切な役割が果たせるよう見直しが必要であるという点がございます。実はまだ議論していないことですが、後の方の「EC.14/3」10 ページ (6) にアドバイザー・グループというものがあります。ここでも既存の作業監理委員会の役割分担を明確にする必要があるということあるのですが、この遵守の括弧のところ (15 ページ) には、アドバイザー・グループの記述はないのですが、これはその下にあります②の 4 つめ「外部有識者の意見を聞く」というところを読んだ方がいいのか。アドバイザー・グループという名称をあえて出さなかった理由があるのか。そのあたりをお聞きしたいと思います。
- **國島共同議長** 何か議論はあったのでしょうか。
- **田中委員 (環境省)** 詳細については、そこまで把握しておりませんが、実施・遵守の確保というところで、アドバイザー・グループは手続きの一環として出てきており、組織論や実施体制の問題としてあまり取り上げていなかっただけのことだと思います。そこは繰り返して記述するべきだというご議論はもちろんあると思います。
- **原科共同議長** システムや組織のことは大変重要だと思います。結局全体のメカニズムがどう働くかということで決まるわけですから、システムはきちんと分かるように書いた方がいいと思います。ですからアドバイザー・グループというのは、別添で書いておくのであれば、ここにも書いておいたり、対応させておく。それからもう 1 つ、17

ページの最後で、下から 2 つめ「具体的な異議申し立ての仕組みについては、JICA において、幅広い関係者の意見を聞いて検討を行い、環境社会配慮ガイドライン本体の施行に併せて実施すべきである」というこのあたりが、宿題を残したような表現になっているので、このあたりもう少し具体的に書いてもいいのではないかと思います。特に第 3 者性の高い機関をどうやって作るかということだと思います。これは議論を随分したと思いますが、今富本さんがおっしゃったアドバイザー・グループもそのような意味合いがあります。ですから、そのあたりを書きたいと思います。これはまたコメントとして出します。

- **國島共同議長** はい、分かりました。他に何かございますか。作本委員、どうぞ。
- **作本委員** 作本ですが、今異議申し立てのお話が、原科共同議長から出たのですが、この異議申し立てについて、先週まで会議等に参加して私も勉強させてもらいましたが、やはり異議申し立ての相手方は JICA なのです。確かに JICA は先程の実施主体の話ではありませんが、このようなことがあります。相手国政府が受ける、出来るだけ民主的になって意見を地元から受ける皿を用意する。その受けた意見を JICA と相手国政府が同時に共有する。そのようなことがない限り、全部荷物が JICA 側に入ってきてしまう。このようなメカニズムを考える必要があるのではないかとということが一点。もう 1 つは別の視点ですが、このガイドラインを 5 年くらい経ったらもう一回見直すという規定を、どこかにこの段階で入れておく。そうすると組織改革、その他の変化に対応しやすいのではないかと思います。出来ればお願いしたいと思います。以上です。
- **國島共同議長** はい、ありがとうございました。どうぞ。
- **オブザーバー／田島氏** 国際航業の田島と申します。18 ページについて質問してよろしいでしょうか。この別表は色々なことに関連しておりますが、今頃このようなことを言って申し訳ないのですが質問です。無償資金協力と技術協力プロジェクトとありますが、その手続きの色々な準備について、JICA や外務省等となっておりますが、技術協力プロジェクトについては全て JICA が担当で、審査したりすることが出来ます。無償資金協力については、JICA が担当して、途中で外務省が担当して審査をするというようになっております。これは政府の中でそのような文書があり、役割分担でこのようにきちんとされているのか。内容的には、技術プロジェクトと無償資金協力という手続きについて、そのような違いがきちんとされていないような、紛らわしいプロジェクトもあります。そのあたりで、なぜ技術協力プロジェクトは全部 JICA が審査できるのか、最終的な決定権の承認は、技術協力プロジェクトも無償資金協力も外務省だと思います。それは JICA ができて、無償資金協力だけ JICA が実質的に行いながらできないのか、決定に際しては最後に外務省に承認をもらえばいい話で、なぜその手続きの一部が外務省の担当ということになっているのか。そのあたりがガイドラインを作っても、相手国政府からしてみれば、同じ日本の援助で、なぜこのようになっていたのかということとは分からないと思います。法的にどのように決めて、文書的にどのように決めて、このよ

うな役割分担をされているのかということは理解できないと思われま。今頃このようにことを言って申し訳ないのですが、技術協力プロジェクトは全て JICA が担当できて、無償資金協力だけ担当出来ないのか。実質的には全て JICA が行っています。承認は外務省が与えているということなのですが。このような質問をして申し訳ありません。

- **國島共同議長** 質問だけ承っておきます。ありがとうございました。他に何かございますか。どうぞ。
- **川村委員** 少しこのセクションと違う話で細かいことですが、結構重要なことです。この文章のタイトルなのですが、このままパブリックコメントに出ると、骨子案ということで出ます。骨子案というと、ガイドラインの骨子もしくは提言の骨子と読み替える可能性があるのですが、これは普通に「改定委員会提言（案）」ということでよろしいのではないのでしょうか。
- **國島共同議長** なるほど。ありがとうございました。
- **田中委員（環境省）** 骨子というのは、多分「・」で繋がっていて、そのような体裁になっているからだと思うのですが、いつの段階で「・」をはずして文章にして、普通の提言案にするのかということは、手続きだけですが考えた方がいいと思います。
- **國島共同議長** ありがとうございました。
- **原科共議長** 実はパブリックコメントもお願いするから、今日「骨子」という言葉ははずすということを決めますか。そうやって公表しますか。どうでしょうか。案だからいいですか。骨子と書くとかえってミスリーディングだからと悪いことですね。「案」だけにしておいて、ただおっしゃるようなこともあるから、やりにくいですが、どっちを取るかですね。骨子にしてしまうと、もう少し先に色々するみたいです。もう最終段階ですから、骨子は取るということでもよろしいですね。
- **國島共同議長** これは今、田中委員のご発言ですと、今「・」で要点が書いてあった原案を基に、最終的には繋げた文章の形で完成したものをするというイメージをお持ちであったということでしたが。
- **田中委員（環境省）** そこは別に誰かの合意があるわけではないと思いますが、そのような体裁の話はしておりませんが、作業がしやすいので「・」となっていると思うのですが、平たい文章にするとすれば、ただはずすだけで、あれこれ書き加えないという理解ではありますが、そのような意味で「・」をただ単に平たい文章にするタイミングだけです。タイミングをいつにするかという作業上の問題だけです。
- **國島共同議長** 私はこれからこの委員やオブザーバーの方に意見ををお願いする時に、この「・」があるとコメントしやすい。マーキングやナンバリングをして、「何番の何番」というように、書きやすくした形でリリースした方がいいと思います。
- **原科共同議長** 同感です。
- **國島共同議長** 松本委員、どうぞ。
- **松本委員（メコン・ウォッチ）** 15 ページの先程から議論になっていた括弧のところ

なのですが、この議論はどの段階で行うのかだけ確定しておきたいと思います。議論していないから括弧が付いているだけで、どうするかという議論をするわけです。今後 8 月 15 日で締め切って、たくさんの意見がくると想定した場合、そのたくさんの意見が出ているところについてここで 1 つ 1 つ、みんなでコンセンサスが取れるか、あるいは両論併記かという議論をしていくのかどうか。そのあたりだけ確認をしておきたいと思います。

- **國島共同議長** どうすればいいと思いますか。私が先に意見を言いますと、この委員会の進め方は皆さんが議長で、皆さんが委員という形で本来行っておりますので、結局最後は両論併記ではなく、各論併記のものだけしか出さないと私は認識しております。ただし、圧倒的多数でそれによからうということであれば、ある一論だけ出せばいいと思いますが、結局は各論列記というのでしょうか。ということで行おうと、この委員会を始めたとは認識しております。違っているかもしれません。どうぞ。松本委員の意見はいかがですか。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 私は 8 月 15 日に出た段階で、いくつかだけ非常にクルーシャルなものについてはピックアップして、そして集中的な議論した方がいいと思っております。それについては、ある程度のコンセンサスを取ろうという努力をする。つまりコンセンサスとは努力だと思えます。最初から各論併記であればコンセンサスする努力はなくなります。私はコンセンサスをする努力が大事だと思いますので、少なくともいくつかのことは非常に重要だと思いますし、それについては集中的に議論することを提案したいと思います。
- **國島共同議長** そうですね。澤井委員、どうぞ。
- **澤井委員** 17 ページの 3 つめの点ですが、異議申し立てについて開発調査の例を挙げておりますが、異議申し立ての対象になるとすると、JICA の法的な責任がどこまでなのかということが明確にならないと、いけないのではないかと思います。果たして開発調査の責任というのは、JICA はどこまでと考えていらっしゃるのか。ガイドラインに従って報告書をまとめて、相手国にテイクオーバーした時点で、一応責任は終えるというのか。そのあと恐らく事業実施の段階では、資金協力機関のチェックが入ったり、その国のチェックが入ったりするわけです。事業が起こったあとの影響についても、異議申し立ての対象になってくる。そのようなことも考えて制度設定をなさいたいということになると、私自身は荷が重いという印象があります。そここのところの開発調査の責任をどこまでなのか、役割はどこまでなのだというのを、はっきり教えて頂きたいと思えます。
- **國島共同議長** 分かればですね。どなたかお答えできますか。
- **作本委員** 作本ですが、この言葉自体、法律用語に聞こえます。権利があつて、相手がいて、必ず補償か責任を負うのだという、これが、通常我々が言うような異議申し立てなのです。ただ、ここで、我々にもコンセンサスが取れていないで、国際機関のこの理

解について様々でしょうし、日本での経験も浅い。そのようなことで、このような制度を取り込むという先進的なことは理解できて面白いと思うのですが、先程 JICA の責任、相手国の責任、あるいは異議申し立てというのは法律的な意味なのか、一般的な意味なのか、過去のどの時期の問題までのフォローアップが可能なのかなど、そのようなことが十分に議論されないまま、このような制度を一遍に取り入れたら、これは大変なことになるのではないかと思います。やはり慎重な検討を行う。先程の各論の議論を詰めて、大原則をもう一回確認するというをしないと、混乱だけが生まれると思います。もしこれをそのまま一般公開したら、どのようなことになるかということ、「結構だ、結構だ」ということで GO サインだけが残ることになりますので、やはり慎重な判断が必要なのではないかと思います。以上です。

- 國島共同議長 どうぞ。
- 深田 異議申し立てのプロセスのところをきちんと書くということは、避けて通れないし、書かなければならないと思うのですが、むしろ異議申し立ての性格というか、どの対象に対して、どの異議申し立てが、どのような意味を持つのかということ、よりきちんと書く方がいいと思います。その際に先程の質問に私なりに答えるとすれば、ある開発調査を行って、それに対して別の資金協力機関が資金をつけて、プロジェクトが実施された。その結果、重大な問題が起こったという時に、おそらく異議申し立てをする側からすれば、まず JICA が行った開発調査の中身が不十分だったから、このような結果になったという意味で異議申し立ても出来るはずです。あるいは開発調査を前提として、資金協力機関がきちんとその段階でチェックをしなかったから、このような問題が起きたのだという異議申し立てもあり得るのだと思います。そのような意味で、法的にどこまで詰めるかという問題はあるのですが、今申し上げたような概念の範囲での JICA の異議申し立ての対象となる責任範囲というものはあると思います。逆に言えば、その異議申し立ての責任として、JICA が責任対象となる範囲も限定されるということなのだろうと思います。そこをもう少しきちんと書いた方が、正確なのかと思います。そこをもう少し研究して、どのような書き方がいいのか、私どもでも考えてまた意見を述べさせて頂きたいと思います。

-----◇-----

- 國島共同議長 はい、ありがとうございます。あとお約束の時間が 15 分なのですが、一応骨子案は見て頂いて、あとは恐縮ですがお手元の資料に別表が 18 ページにあります、これは先程オブザーバーからご質問があったように、この内容について何回かフロッチャートや色々なものを JICA や外務省の方からご説明を頂いた部分の総まとめのようなものですので、これはこれで付けさせて頂くことにします。あと「EC.14/3」の別添について、時間が大変短くなって申し訳ないのですが、今 5 ページまでをご覧になって頂いて、特にこれからコメントを出すにあたって、起草グループやこれまでの議論の内容の流れの確認という意味で、何かご質問がございましたら 5 ペー

ジくらいまでをお願いします。4 ページと 5 ページのところの「5.環境社会配慮の対象範囲」に冒頭ご説明しましたが、(案 1) と (案 2) が並んでいるのですが、これは (案 1) が良くて、(案 2) もあるという意味なのか、全く別の 2 つの案があって、起草グループでどうしようかと悩んでいるところなのか。これはどのような意味なのか。

- **田中委員 (環境省)** 取り扱いが難しい部分でもあるのですが、そもそも原案があって、その原案に対して松本委員からカウンタープロポーザルがあって、それを入れ込んだその最大公約数を並べているものが (案 1) なのです。それに対して、さらにそれを噛み砕いて、吉田委員の方で解釈されて、修正をされたのが (案 2) です。その詳細な説明を伺う機会がまだないものですから、実はそのような意味でこなせていない部分の 1 つなのです。できれば今日ご説明を伺えればよかったです。吉田委員がご欠席なのでそのようなこともできませんので、そのような前提で改定委員会のご議論・ご検討を賜るしかないのではないかと、そのような状態でございます。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 起草グループでもかなり議論して頂いたのですが、社会配慮については、最初は JBIC のガイドラインを参照しましたが、これが十分かどうかということについては、不十分ではないかという意見は比較的多かったと思います。つまり JBIC のガイドラインでいいという意見よりは、むしろもう少し社会面を変えた方がいいだろうという意見が多かったというのは 1 つあると思います。一方私が提案している (案 1) については、まずコンサルタントの人達も会合を持って頂いて、むしろ実現する可能性のようなところから、コンサルタントの方たちは議論をされました。そのように私は理解しております。そこでは困難な部分もあるという意見も出されています。一方でここでは理想的な形を求めたい。且つスコーピングの段階でどれくらい見なくてはならないかという部分ですので、本当にこれはできないのかという議論をもう一度起草グループで行いました。

その中で一点ずつみていった時に、あまり無理な話ではないという意見がある一方、括弧内に書いてある、例えば (案 1) で「土地利用、雇用、ソーシャルキャピタル」と書いてあるのですが、この括弧内が重要なのか、その外に書いてある地域経済というのが重要なのか。このような議論も実はありました。括弧の中と外にあるものというものは、必ずしもイコールでなかったり、あるいは適当なまとめかたではないのではないかという意見も出ました。そこで吉田委員が引き取ったのは、一旦これを要するにバラバラにして、再構築したというのが吉田委員のプロジェクト影響範囲内の地域社会あるいは共同体の結合力に対する負の圧力という言葉ですとか、そのようなアクセス権への侵害とか、このような言葉に吉田委員が置き換えたのが (案 2) であるというように理解して頂ければと思います。(案 1) の項目に対してはある程度の理解は得られた。文化のところに対して色々異論もありました。しかしある程度の理解は得られているけれども、それを 1 つには実行可能かどうか。もう 1 つは書き方として、他の並びでいくと (案

1) の書き方はあまりにも並びが悪いのではないか。そのような意見が起草グループであったということです。

- **國島共同議長** 大変よく分かりました。ありがとうございます。どうぞ。
- **原科共同議長** 今の件で1つだけ、地域経済という括弧の中に、土地利用を入れてしまっているのはおかしいと思います。地域経済の概念としてではなく、土地利用は別格で扱わないと駄目だと思います。そのような整理をして頂きたいと思います。アセスメントの時の土地利用は大きな項目で、各国でもそうしております。
- **國島共同議長** なるほど。田中委員、どうぞ。
- **田中委員（国際協力専門員）** 3ページの重要事項3なのですが、協力事業完了以降のフォローアップ。これは非常に重要なことであると思うのですが、「JICAは」という書き方になっておりますので、相手国政府に対するモニタリングや働きかけを行うというところまではよく分かるのですが、開発調査事業・無償資金協力・技術協力プロジェクトで性格は違いますが、そのあと必要に応じ協力事業により支援するという点について、起草グループの方々ではどのような議論があったか、少々お伺いしたいと思います。
- **國島共同議長** 田中委員か松本委員、何かございますか。
- **田中委員（環境省）** ここか、別のところか分かりませんが、具体的な手続きのところで確かフォローアップの話があって、どこまで本当にJICAの仕組みなり、JICAの権限として出来るのかという議論があった時に、とにかく何らかの形でこのようなことをしていくことは重要であろうということで、それが新たな技術協力なのか何なのか、そのあたりは考えなくてははいけないけれども、このような事項については、記載しておいた方がいいのではないかというような議論だったというように思いますが、いかがでしょうか。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **氏家委員** このところは、具体的には「EC14/3」の22ページに書き込んでいるというような理解でおります。そこのモニタリングのところで、当初JICAが自ら調査を実施するのかというような案もありまして、開発調査のようなものと無償資金協力でどこまでJICA自ら行えるのか。技術協力プロジェクトの場合は、アクティビティの中に環境モニタリングというものを入れれば、モニタリングは可能であろうという議論等もありました。無償資金協力では、ソフトコンポーネントという中で、環境面の支援を行うようなことも最近行われておりますが、果たして開発調査の場合はどうかというところで、このあたりはモニタリングとして自ら支援するのは、技術協力プロジェクトのあたりに落ち着くのではないかというような議論が起草グループの中でありました。それからフォローアップにつきましても、開発調査が行われたあと、相手国の環境影響評価手続き等に対しどのようにフォローアップが行われるのかということで、JICAも色々なスキームを持っておりますので、例えば専門家の派遣ですとか、あるいは今はそのようなスキームはないのですが、将来的には開発調査を実施したコンサルタントを再

度派遣して、その手続きのフォローアップを行わせる。そのようなことも将来的には考えられるというところで、議論した次第です。

- **國島共同議長** はい、ありがとうございました。どうぞ。
- **山崎委員** 具体的に4~5ページにかけて、(案1)と(案2)が出されているわけですが、私どもの役所もこの分について意見をいうのか分かりませんが、その際に(案1)を選んでこのようにした方がいいと出すのか、そのような形を決めておかないと、最終的にどこにいても決まらないということになりませんか。意見の出し方をどうしたらいいか。
- **國島共同議長** 案を出してください。問題の指摘をしていくと同時に、案を出して頂ければ結構です。(案1)や(案2)がいいというのであれば、そのままの文章で構いませんし、(案2)の中をさらにまとめて、このように書くべきだということを出して頂ければ結構です。
- **山崎委員** そのような形でよろしいのですか。分かりました。
- **鈴木** 1ページの理念のところですが、吉田先生が非常に美しい文章を書かれてあり、吉田先生を中心に書かれたことは存じ上げております。特に1ページの下のパラグラフは、非常に日本語として美しい練った表現だと思います。我々はい英語にして、途上国とシェアをすることを念頭におくと、やはり美しく、シンプルでわかりやすい表現でないと、なかなか意図が伝わらないのではないかと思います。テキストを出される方は、その点を覚えておいてください。
- **國島共同議長** 全ては英訳されるということですね。わかりました。はい、次は6ページから12ページまでの間をご覧ください。すみません、先まで進んで頂いて、全体を見て頂いて、24ページは別紙ということでこれも重要なのですが、とりあえず23ページまでの本文につきまして何かございますか。あとは、冒頭田中委員からご説明がありましたが、30ページのフローチャートが、これまで何回かの議論の中での、それに基づいた、これが望ましいだろうという流れを活字で書いたものだというように、理解してよろしいですか。それに基づいて、前の色々な文書が出来ているということですね。どうぞ。
- **作本委員** すみません。29ページの「参照すべき国際基準」ということで、別紙3がありますが、ここのリストは本当につけるつもりなののでしょうか。これら国際条約を明記して、これらが環境に関わるある意味国際基準だということを示すならば、内容や備考欄は書かない方がいいと思います。本当にこのような一覧表をつけるのでしょうか。
- **國島共同議長** 今、案として出されていると理解してよろしいのではないのでしょうか。
- **作本委員** どのようなご趣旨で作られたのか、お聞きしたいと思います。
- **田中委員(環境省)** それは少なくともドラフティンググループの中では、付けた方がいいという意見があったので、それを改定委員会においてきちんと議論頂くために、案として出しておりますので、これを付けるのはよくないという意見も、もちろんあると

思いますし、それをまさにここで議論して頂ければいいと思います。

- **國島共同議長** おっしゃるとおりです。
- **作本委員** 今回の件について、参照すべきという言葉はどう英語に訳されるか分かりませんが、参考となるというなら分かりますが、参照すべきとなると、これは国際条約として我々は頭の中に入れて理解した上でということになります。先程私は尊重という意味では理解できますが、これを遵守ということであるならば、具体的な列挙でありますので、この条約を指定することで、ミニマムで守るというところまで係ってくると思いますので、やはり表記には気をつけた上で、はっきりしない場合にはこのようなものは載せない方がいいと思います。
- **原科共同議長** 議論は次回お願いしたいと思いますが、29 ページの次のフローチャートなのですが、フローチャートというと普通ひし形が入ります。すなわち、判断の段階が分かるような表現の方がいいと思います。これですと縦に流れるだけです。ひし形の意味決定、判断が入る方がいいと思います。事業を変更する、中止するという時には、ここが一番大事です。特にどこで、どのような判断をするということは大事です。そのような表現にして頂きたいと思います。
- **山崎委員** 先程冒頭のご説明では参考資料ということで、提言の一部ではないと理解してよろしいのですか。
- **國島共同議長** なかなか難しい質問です。提言の本文ではなく、参考資料だったり、別添資料だったりするのですが、これが不要だったり、ここを直して欲しい、この表は出すべきではないということは、是非ご意見を出して頂ければと思います。
- **山崎委員** そうすると、私の誤解かもしれないのですが、この参考資料は「EC.14/3」について議論するための前提となった資料だということですか。
- **國島共同議長** そうです。この中の資料の中には、別紙3を参照するという文章がございました。
- **山崎委員** それ(別紙3)は分かるのですが、このフローチャートも報告書の一部だということで、付けるかどうかという議論をすべきです。
- **國島共同議長** これは全体を作っていた案の一部だと先程ご説明頂きました。
- **田中委員(環境省)** フローチャートについては、位置付けを厳密に議論がされていないので、少なくとも現段階においてはこの改定委員会における検討の参考にするという意味で、正確に言えば「EC.14/3」の外の文章として提示されているものだという理解です。その位置付けを変えるかどうかは、また今後の議論だと思います。
- **國島共同議長** どうぞ。
- **山田委員** 今のところをまとめていたのですが、別紙3は作本委員の意見と若干近いのですが、別紙3はむしろ「EC.14/2」の提言の別紙にするのはいいと思うのですが、ガイドラインにこれを載せるというのは、慎重に考える必要があると思います。それから、さらにページがないフローチャートですが、これは1つのモデルとして考えられるとし

でも、全ての案件がこの通りいくかというのは案件によって相当違うと思いますので、これはガイドラインのまさに参考資料程度ならいいのですが、ガイドラインの不可分の一体となると、内容は全部の案件についてこのとおりにしなければならないのかとの疑問がわきます。色々な問題点をこのような形で確保すればいいという、1つのグッドプラクティスではあるかもしれませんが。全ての案件がこのとおりになるとは、必ずしも限らないのではないかと思います。

- **松本委員 (メコン・ウォッチ)** 私の理解は、このフローチャートは本文をより理解するために付いている。つまりこのフローチャートの通りに本文は書かれている。もし今の山田委員のお話でいくと、フローチャートと本文が違うという前提でお話をされているような気がするのですが、フローチャートの通りに本文は書かれておまして、もしそこに問題があるのであれば、本文を手直ししなくてはならないのです。

-----◇-----

- **國島共同議長** はい。時間がきましたので、これからの進め方についてももう一回確認させていただきます。本日は時間の関係で尽くせなかったのですが、冒頭お願いしましたように、起草グループに作って頂きました本日の資料に対する具体的な修正、全般的な構成に関するご意見を文書で、急で申し訳ないのですが、8月15日までご回答をお願いします。これはメールがいいのですか。
- **鈴木** 出来ればメールでお願いします。ファックスでも結構でございます。
- **國島共同議長** それで、例えば個々の文書と同時に、本委員会の提言としては、「EC.14/2」の18ページまでで十分だ、他のものは出すべきではない、それから「EC.14/3」と「EC14/2」は全く同格にして、全体として1つの重みになるようなものにしようとか、今の図表をこうした方がいい、つけない方がいいですとか、構成の案についての案もご意見があれば、同時に頂きたいと思います。これが終わりましたから、ビューローで改めて頂きました意見のまとめ方について議論致しますが、JICAという立派な組織の今後の活動に関することを、JICA以外の人間が分析を基に色々なことを提案しておりますので、現時点でJICAに直接関連される方のご意見と、それ以外のご意見というものは当然違って当たり前と理解しておりますので、意見を頂きました時に一気にまとめるか、少し整理してまとめるかについては、ビューローと事務局と相談をして、先程松本委員がおっしゃったように、是非この委員会として意見が分かっても、コンセンサス的なものを最後の報告書で出して、それをJICAが丸呑みするか、全て棄却するかはJICA次第である。しかし改定委員会としては、是非とも取り入れて頂けるものを出したいと思います。夏の暑い時に大変申し訳ないのですが、次回は8月21日の委員会で、場所はこちらではないですね。
- **鈴木** はい。場所は新宿のJICA本部です。
- **國島共同議長** 新宿のJICA本部で行いますので、その中間の8月15日までに今申し上げました文書のご意見を承りたくよろしくお願い申し上げます。少し時間が延びまし

たが、本日はこれで閉会致します。ありがとうございました。

-----◇-----

午後十二時三十四分 閉会